

(案)

「川崎市子どもを虐待から守る条例」  
第 21 条に基づく年次報告書  
(平成 28 年度版)

「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」  
総括評価



平成 29 年 8 月

こども未来局



## 目 次

1	はじめに	
2	児童相談所における児童虐待相談・通告の状況	2
(1)	相談・通告件数の年度別推移	2
(2)	相談・通告の種別	3
(3)	相談・通告の年齢内訳	4
(4)	相談・通告の経路	5
(5)	相談・通告の主な虐待者	6
(6)	相談・通告の区別内訳	7
(7)	虐待相談への対応状況	8
(8)	出頭要求、立入調査等の実施状況	9
(9)	一時保護の実施状況	10
3	区役所における児童虐待相談・通告の状況	12
(1)	相談・通告の種別	12
(2)	相談・通告の年齢内訳	13
(3)	相談・通告の区別受付状況	14
(4)	相談・通告の経路	15
(5)	相談・通告の主な虐待者	16
(6)	要保護児童対策地域協議会取扱件数	17
4	児童虐待防止等の子育て施策の取組について	18
	「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」平成28年度 事業実施状況	21
5	川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画の計画期間の 総括評価について	47
	「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画総括評価 (H25～H28)」	48
参考		67
	○川崎市子どもを虐待から守る条例	68
	○川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱	73

## 1 はじめに

本市では、平成 24 年 10 月に川崎市議会において、「川崎市子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定されました。この条例は、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とし、市、市民、保護者及び関係機関等で虐待から子どもを守るための取組について定めています。

また、平成 25 年 3 月に児童家庭支援・児童虐待対策を強化・充実し、条例の基本理念である児童虐待のないまちづくりを推進するため、平成 25 年度から 5 年間の取組の基本的な方向をとりまとめた「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を策定し、平成 26 年 3 月には、児童虐待対策をはじめとする児童家庭支援施策を具体化する「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定しました。

本報告書は、同条例第 21 条に基づき、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の状況、その他、市内における虐待にかかる状況について年次報告として議会に報告するとともに、その概要を市民に公表することを目的として平成 28 年度の状況についてとりまとめたものです。

また、今年度をもって川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画の計画期間が満了しますので、事業の実施状況、成果、課題等について総括評価を行いその結果もまとめています。

今後については、平成 28 年 3 月に策定した「子ども・若者ビジョン（重点アクションプラン）」、平成 28 年 4 月から各区役所に設置された地域みまもり支援センターにおける取組、平成 28 年、29 年における児童福祉法の改正等、この間の児童家庭支援・児童虐待対策を巡る様々な事柄や総括評価の結果を踏まえ、次期事業推進計画を策定してまいります。

「川崎市子どもを虐待から守る条例」（平成 25 年 4 月 1 日施行）抜粋

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもを虐待から守ることに関し、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、施策の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 3 条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

（市長の報告）

第 21 条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

## 2 児童相談所における児童虐待相談・通告の状況

### (1) 相談・通告件数の年度別推移

平成 28 年度に川崎市内 3 か所の児童相談所（こども家庭センター、中部児童相談所、北部児童相談所）で受けた児童虐待相談・通告件数は、2,134 件でした。平成 12 年の児童虐待の防止等に関する法律が施行されて以降、過去最高の件数となっています。

#### 【現状】

川崎市内の児童相談所が受理した児童虐待相談・通告件数は、一時的に前年度の件数を下回ることはいくつもありますが、年々増加傾向にあります。平成 22 年度以降、年間 1,000 件を超える相談・通告を受け付けている状況にあり、平成 22 年度と比較して 2.04 倍に増加している状況にあり、児童虐待に対する意識の変化もあると思われませんが、今後も児童虐待相談・通告件数は増加すると考えられます。

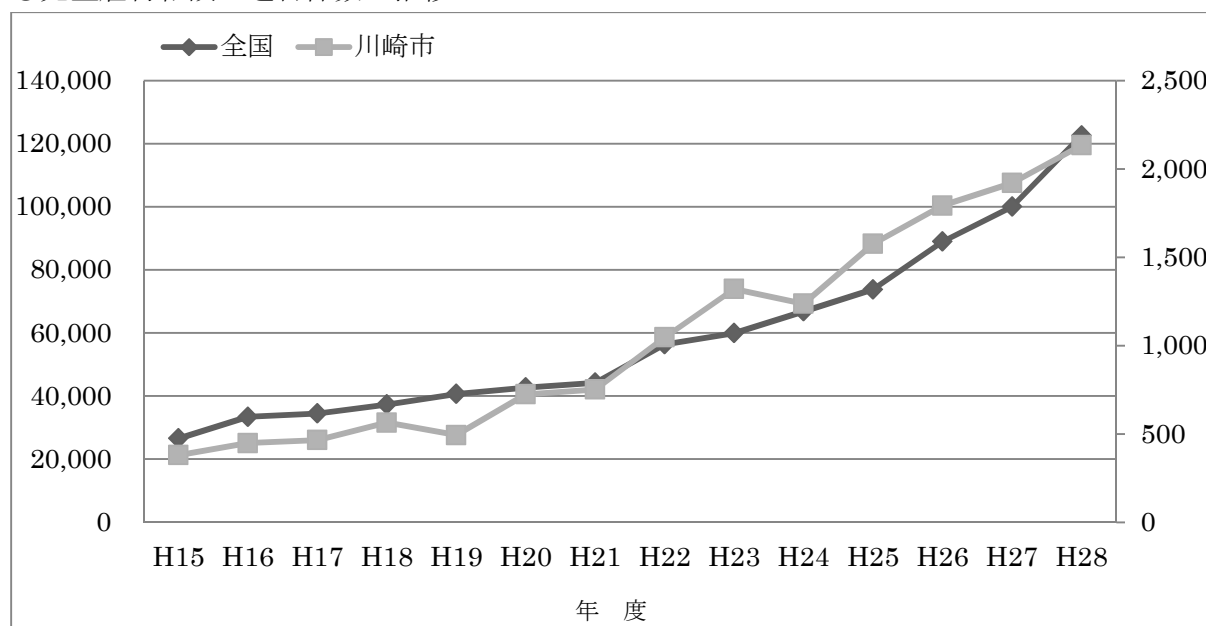
#### 児童虐待相談・通告件数の年度推移

(単位：件)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
全 国	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211
川崎市	380	448	465	564	493	724	751
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全 国	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,578
川崎市	1,047	1,320	1,237	1,576	1,792	1,920	2,134

注) 平成 22 年度の全国の件数は、福島県を除いて集計した数値です。

#### ○児童虐待相談・通告件数の推移



## (2) 相談・通告の種別

心理的虐待が最も多く、全体の半数以上を占めています。

### 【現状】

近年心理的虐待の相談・通告件数の増加が著しく、平成 28 年度は全体の 5 割を超えおよそ 6 割となっています。心理的虐待には、配偶者間暴力（DV）や夫婦喧嘩によるものが多くなっており、近隣からの泣き声通告も含まれています。（平成 16 年からの改正児童虐待防止法で子どもの面前での配偶者間暴力は心理的虐待となっています。）

種別 件数	身体的	ネグレクト	性的	心理的	計
相談・通告件数	473	402	22	1,237	2,134
構成比	22.2	18.8	1.0	58.0	100

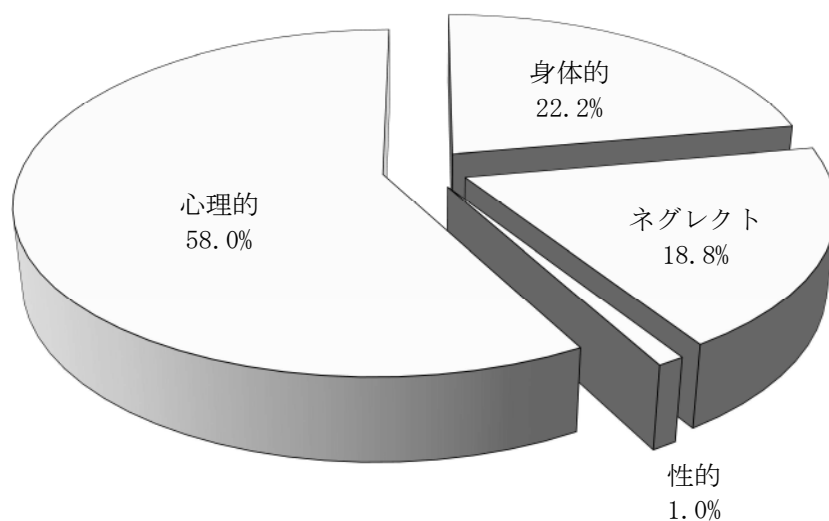
（参考：平成 27 年度）

相談・通告件数	437	415	19	1,049	1,920
構成比	22.8	21.6	1.0	54.6	100

（参考：平成 23 年度）

相談・通告件数	355	306	11	648	1,320
構成比	26.9	23.2	0.8	49.1	100

### ○児童虐待相談・通告の種別（平成 28 年度）



### (3) 相談・通告の年齢内訳

児童虐待の相談・通告を受けた子どもの約8割が小学生以下となっています。

#### 【現状】

児童虐待の相談・通告を受けた子どものうち、乳幼児（0歳～就学前）が約半数を占め、次に小学生が続いており、小学生以下の年齢の子どもの割合が79.6%を占めています。中学生が13.4%、高校生・その他が微増し7.1%となっています。

	0歳～ 3歳未満	3歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 その他	計
相談・通告件数	533	444	721	285	151	2,134
構成比	25.0	20.8	33.8	13.4	7.1	100

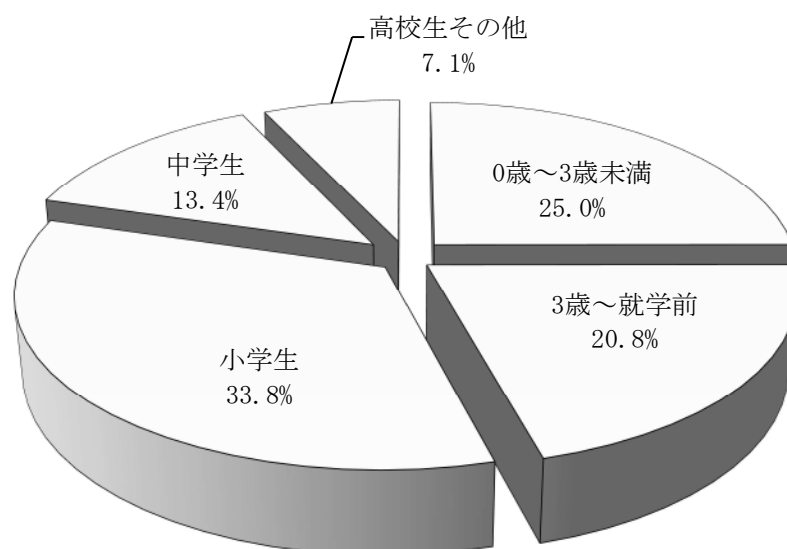
(参考：平成27年度)

相談・通告件数	435	471	614	272	128	1,920
構成比	22.7	24.5	32.0	14.2	6.7	100

(参考：平成23年度)

相談・通告件数	343	354	423	147	53	1,320
構成比	26.0	26.8	32.1	11.1	4.0	100

#### ○児童虐待相談・通告の被虐待児の年齢内訳（平成28年度）



#### (4) 相談・通告の経路

警察等からの相談・通告が最も多く、次いで近隣・知人となっています。

#### 【現状】

警察等からの相談・通告が最も多く、全体の40.4%を占め、次いで近隣・知人18.6%、保健福祉センター9.3%、学校等9.3%と続いています。

	虐待者	子ども本人	その他家族	親戚	近隣・知人	保健福祉センター	民生委員 児童委員等	医療機関	保育園等	学校等	警察等	その他	計
相談・通告件数	104	23	95	15	396	198	2	55	49	199	862	136	2,134
構成比	4.9	1.1	4.5	0.7	18.6	9.3	0.1	2.6	2.3	9.3	40.4	6.4	100

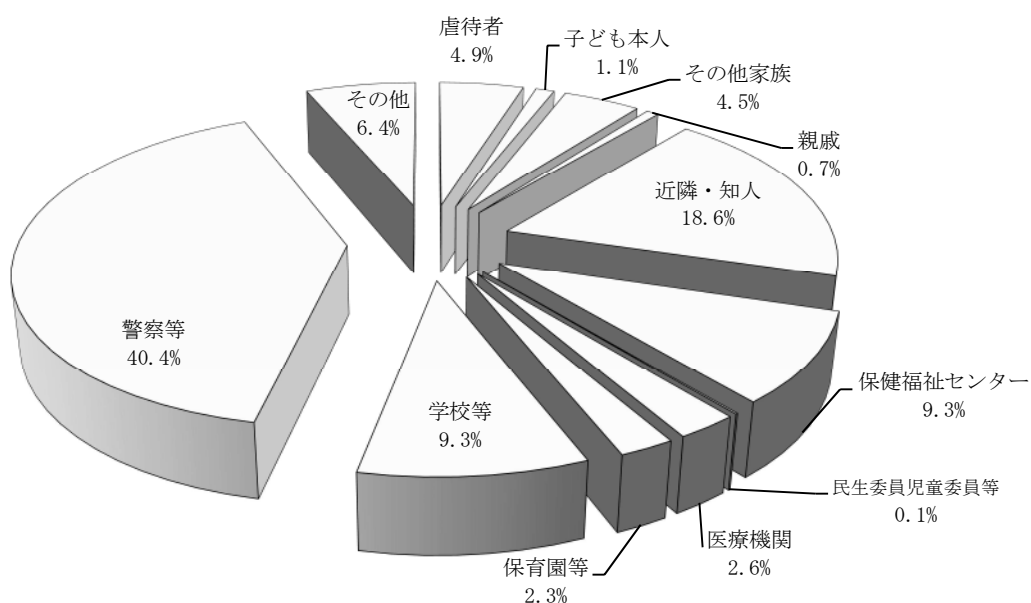
(参考：平成27年度)

相談・通告件数	87	18	89	28	416	201	5	48	41	199	682	106	1,920
構成比	4.5	0.9	4.6	1.5	21.7	10.5	0.3	2.5	2.1	10.4	35.5	5.5	100

(参考：平成23年度)

相談・通告件数	56	7	71	36	320	77	13	45	61	135	392	107	1,320
構成比	4.3	0.5	5.4	2.7	24.3	5.8	1.0	3.4	4.6	10.2	29.7	8.1	100

#### ○児童虐待相談・通告の経路（平成28年度）





### (5) 相談・通告の主な虐待者

主な虐待者は実母が最も多く、全体の半数以上を占めています。

#### 【現状】

主な虐待者は実母が55.4%と最も多くなっています。子どもと接する時間が多く、子育て中の実母が虐待者となってしまうなど、実母の養育負担の大きさが伺えます。

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
相談・通告件数	812	96	1,182	14	30	2,134
構成比	38.1	4.5	55.4	0.7	1.4	100

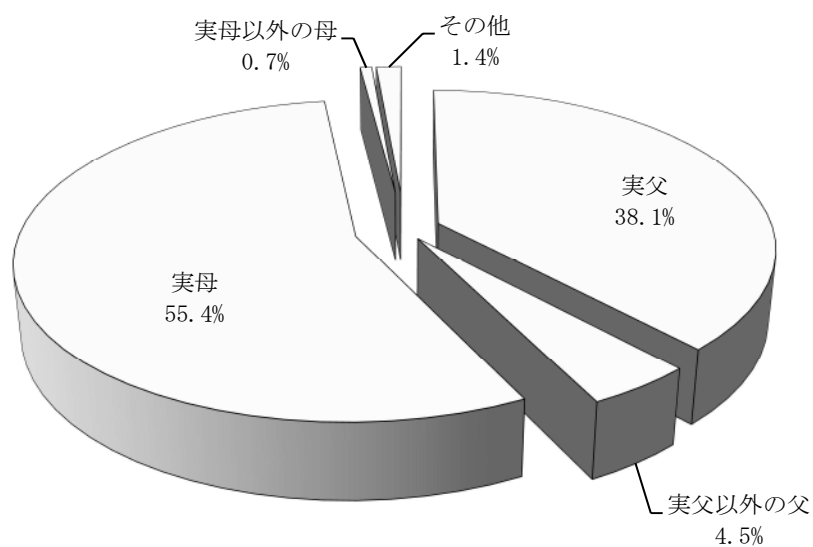
(参考：平成27年度)

相談・通告件数	736	104	1,059	6	15	1,920
構成比	38.3	5.4	55.2	0.3	0.8	100

(参考：平成23年度)

相談・通告件数	478	80	741	5	16	1,320
構成比	36.2	6.1	56.1	0.4	1.2	100

#### ○児童虐待相談・通告の主な虐待者（平成28年度）



## (6) 相談・通告の区別内訳

区別の内訳では川崎区が最も多く、中原区、高津区、幸区、宮前区、多摩区、麻生区の順になっています。

### 【現状】

平成 28 年度の相談・通告件数では川崎区（538 件）が全体の 4 分の 1 を占めており、次いで中原区（351 件）、高津区（292 件）幸区（282 件）、宮前区（241 件）、多摩区（224 件）、麻生区（199 件）となっています。

「その他」は本市で発生した事案ですが、調査等の結果、当該児童の居住地が川崎市以外であったものです。

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他	計
相談・通告件数	538	282	351	292	241	224	199	7	2,134
構成比	25.2	13.2	16.4	13.7	11.3	10.5	9.3	0.3	100

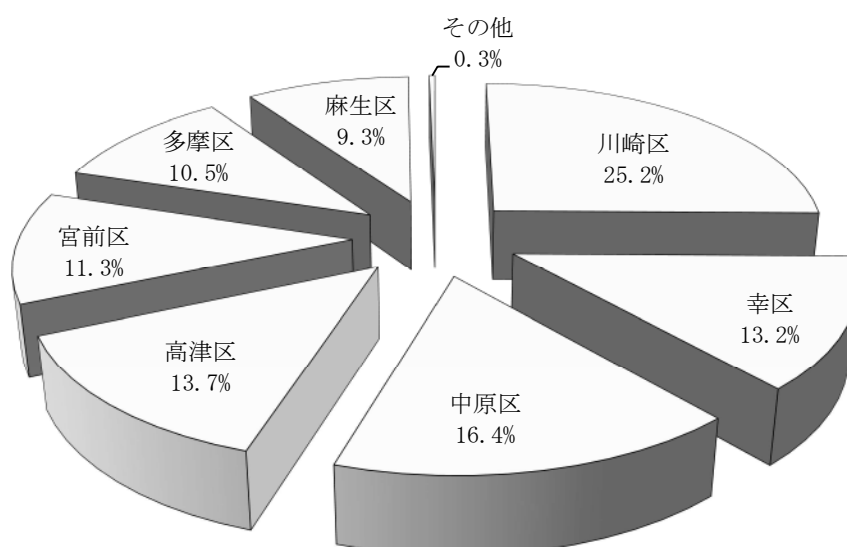
（参考：平成 27 年度）

相談・通告件数	478	291	280	259	227	228	145	12	1,920
構成比	24.9	15.2	14.6	13.5	11.8	11.9	7.6	0.6	100

（参考：平成 23 年度）

相談・通告件数	277	134	177	216	180	184	139	13	1,320
構成比	21.0	10.2	13.4	16.4	13.6	13.9	10.5	1.0	100

### ○児童虐待相談・通告件数の区別内訳（平成 28 年度）



## (7) 虐待相談への対応状況

面接等による在宅での指導が最も多く、全体の約9割を占めています。

### 【現状】

平成28年度以前から継続した対応を行っている事例を含め、平成28年度中に援助方針会議を経て対応した件数は、2,086件でした。その中で、面接等による在宅での指導を行ったものが全体の86.0%となっています。虐待の再発防止や援助方針の決定など、児童相談所と区役所が中心となって各関係機関と連携し、支援を行っています。

	児童福祉施設 入所措置	里親等 措置委託	面接指導	その他	計
援助件数	73	7	1,795	211	2,086
構成比	3.5	0.3	86.0	10.1	100

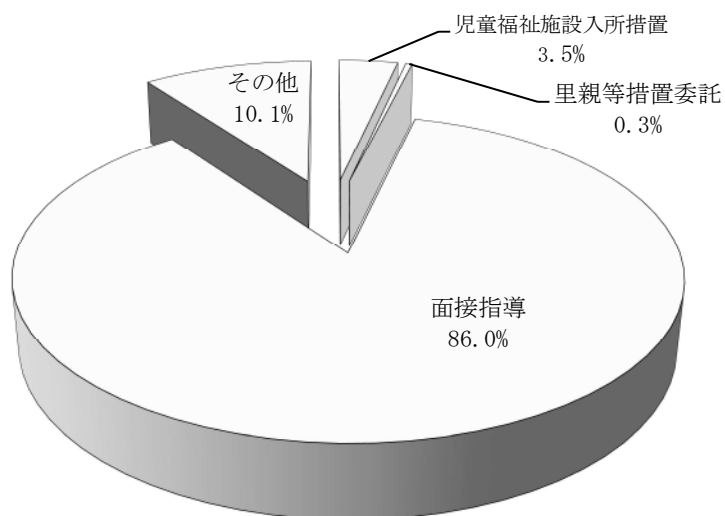
(参考：平成27年度)

援助件数	58	12	1,945	230	2,245
構成比	2.6	0.5	86.6	10.2	100

(参考：平成23年度)

援助件数	26	18	1,085	68	1,197
構成比	3.9	0.7	92.0	3.4	100

### ○児童虐待相談・通告後の対応状況（平成28年度）



## (8) 出頭要求、立入調査等の実施状況

警察への援助要請を実施したケースがありました。

### 【現状】

虐待を行った家族等への支援は、保護者との信頼関係に基づく支援を基本としますが、児童相談所長の権限等により、必要な措置を行います。平成 28 年度においては援助要請が 6 件、保護者指導勧告が 1 件ありました。

(単位：件)

	出頭要求	立入調査	臨検・搜索	援助要請	保護者指導勧告
平成 28 年度	0	0	0	6	1
平成 27 年度	2	4	0	5	0
平成 23 年度	1	1	0	7	0

### 【児童福祉法第 28 条】

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第 27 条第 1 項第 3 号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- 1 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第 27 条第 1 項第 3 号の措置を採ること。
- 2 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第 27 条第 1 項第 3 号の措置を採ること。

### 【児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号】

児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

### (9) 一時保護の実施状況

一時保護を行った子どもの保護の事由は、虐待によるものが約6割を占めています。

#### 【現状】

子どもの心身の安全確保を第一の目的とし、「子どもの最善の利益」を保障するために、一時保護又は一時保護委託を実施しています。なお、一時保護とは児童相談所に設置されている一時保護所での保護であり、一時保護委託とは児童相談所の決定により乳児院、里親、病院等で委託による一時保護を行ったものです。

#### 一時保護所

	養護		障害	非行	育成	保健・その他	計
	虐待	その他養護					
保護人数	225	94	0	16	11	4	350
構成比	64.3	26.9	0	4.6	3.1	1.1	100

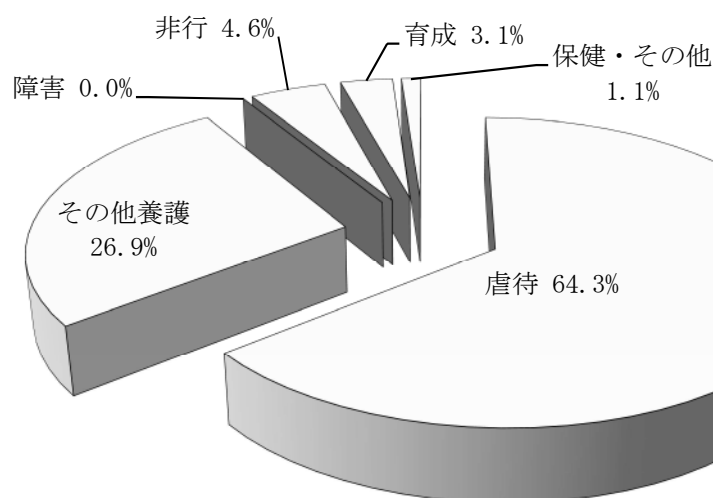
(参考：平成 27 年度)

保護人数	267	68	1	14	14	7	371
構成比	72.0	18.3	0.3	3.8	3.8	1.9	100

(参考：平成 23 年度)

保護人数	233	68	5	13	6	1	326
構成比	71.5	20.9	1.5	4.0	1.8	0.3	100

#### ○相談事由別一時保護の実施状況（平成 28 年度）



一時保護委託

	養護		障害	非行	育成	保健・その他	計
	虐待	その他養護					
保護人数	84	31	4	0	0	0	119
構成比	70.6	26.1	3.4	0	0	0	100

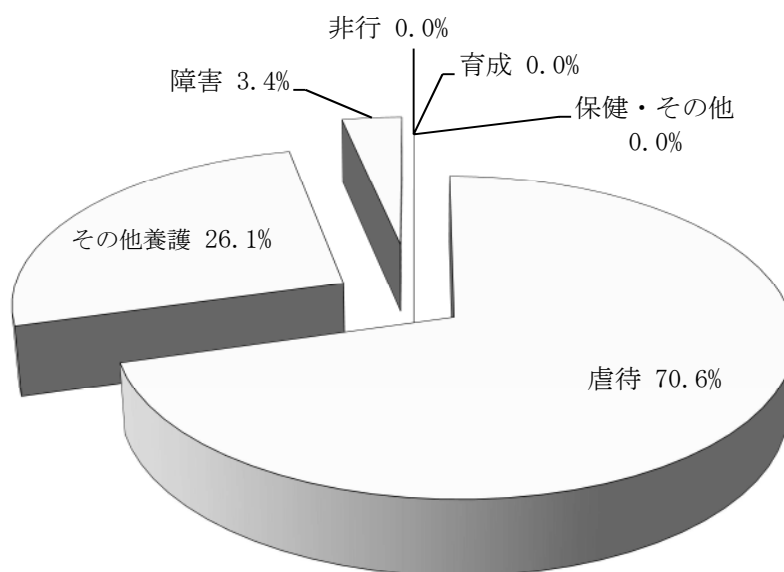
(参考：平成 27 年度)

保護人数	99	27	1	3	6	0	136
構成比	72.8	19.9	0.7	2.2	4.4	0	100

(参考：平成 23 年度)

保護人数	71	34	1	0	0	0	106
構成比	67.0	32.1	0.9	0	0	0	100

○相談事由別一時保護委託の実施状況（平成 28 年度）



### 3 区役所における児童虐待相談・通告の状況

#### (1) 相談・通告の種別

平成 28 年度に川崎市内 7 か所の区役所及び 2 か所の地区健康福祉ステーションで受けた児童虐待相談・通告件数は、741 件で、ネグレクト最も多く全体の半数以上を占めています。

#### 【現状】

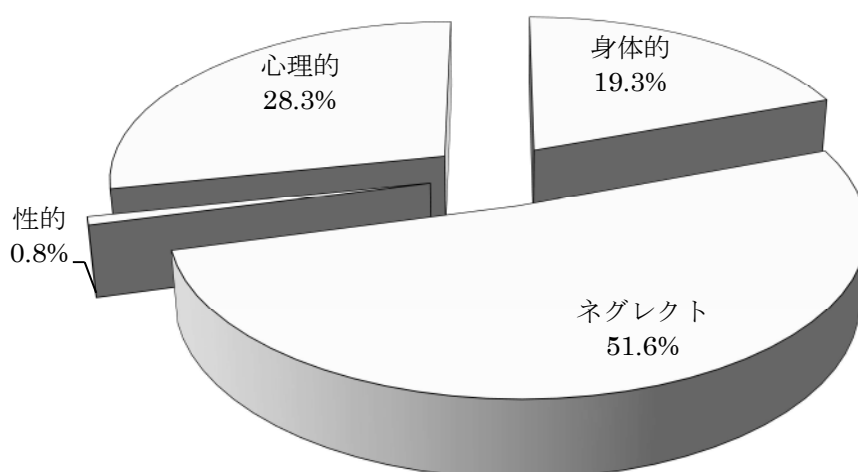
区役所における相談・通告の種別はネグレクトが最も多く、全体の半数以上を占めています。

種別 件数	身体的	ネグレクト	性的	心理的	計
相談・通告件数	143	382	6	210	741
構成比	19.3	51.6	0.8	28.3	100

(参考：平成 27 年度)

相談・通告件数	133	317	6	158	614
構成比	21.7	51.6	1.0	25.7	100

○児童虐待相談・通告の種別（平成 28 年度）



## (2) 相談・通告の年齢内訳

児童虐待の相談・通告を受けた子どもの約7割が就学前となっています。

### 【現状】

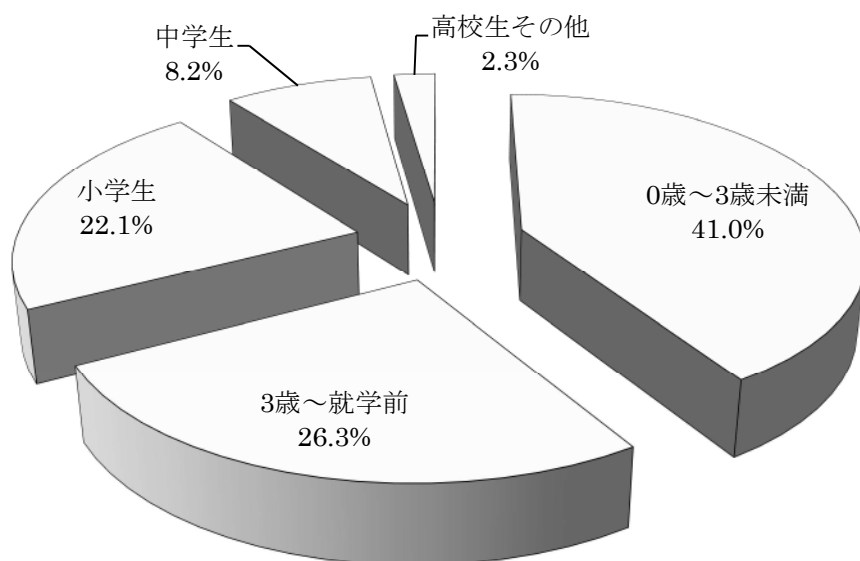
虐待の相談・通告を受けた子どものうち、0歳～3歳未満が40%以上を占め、次に3歳～就学前が続いており、就学前の年齢の子どもの割合が約70%を占めています。中学生が8.2%と若干増加し、高校生その他が2.3%となっています。

	0歳～ 3歳未満	3歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 その他	計
相談・通告件数	304	195	164	61	17	741
構成比	41.0	26.3	22.1	8.2	2.3	100

(参考：平成27年度)

相談・通告件数	245	180	136	36	17	614
構成比	39.9	29.3	22.1	5.9	2.8	100

### ○児童虐待相談・通告の年齢内訳（平成28年度）





### (3) 相談・通告の区別受付状況

川崎区が最も多く、幸区、高津区、麻生区、宮前区、中原区、多摩区の順になっています。

#### 【現状】

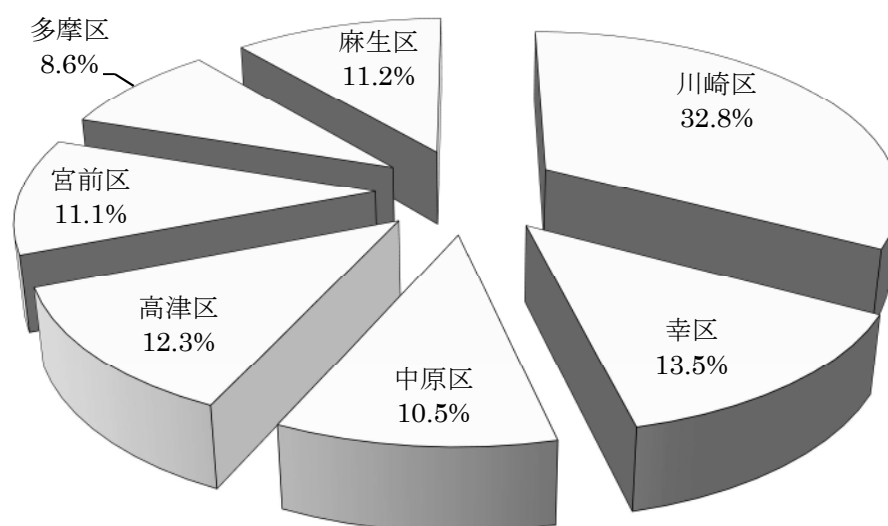
平成 28 年度の相談・通告件数では、川崎区 (243 件)、次いで幸区 (100 件)、高津区 (91 件)、麻生区 (83 件)、宮前区 (82 件)、中原区 (78 件)、多摩区 (64 件) となっています。

種別 件数	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
相談・通告件数	243	100	78	91	82	64	83	741
構成比	32.8	13.5	10.5	12.3	11.1	8.6	11.2	100

(参考：平成 27 年度)

相談・通告件数	195	66	52	75	85	97	44	614
構成比	31.8	10.7	8.5	12.2	13.8	15.8	7.2	100

#### ○児童虐待相談・通告の区別内訳 (平成 28 年度)



#### (4) 相談・通告の経路

保健福祉センターからの相談・通告が最も多く、次いで家族・親戚となっています。

#### 【現状】

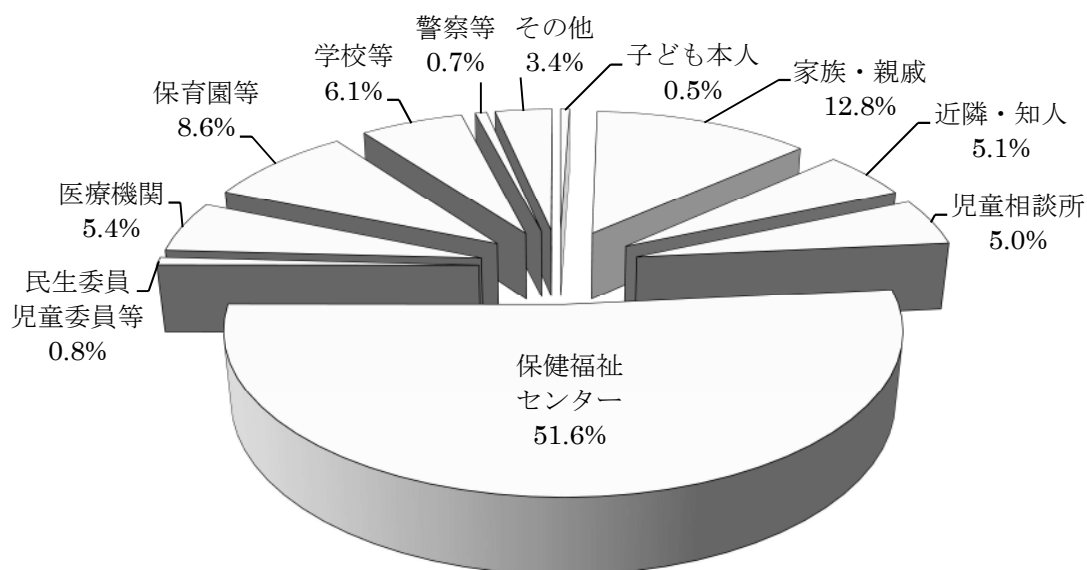
保健福祉センターからの相談・通告が最も多く、全体の 51.6%を占めています。区役所においては、母子保健事業等から要支援児童等が発見されることが多いことがわかります。

	子ども本人	家族・親戚	近隣・知人	児童相談所	保健福祉センター	民生委員 児童委員等	医療機関	保育園等	学校等	警察等	その他	計
相談・通告件数	4	95	38	37	382	6	40	64	45	5	25	741
構成比	0.5	12.8	5.1	5.0	51.6	0.8	5.4	8.6	6.1	0.7	3.4	100

(参考：平成 27 年度)

相談・通告件数	1	59	40	38	337	7	40	40	19	7	26	614
構成比	0.2	9.6	6.5	6.2	54.9	1.3	6.5	6.5	3.1	1.1	4.2	100

#### ○児童虐待相談・通告の経路（平成 28 年度）



### (5) 相談・通告の主な虐待者

主な虐待者は実母が最も多く、約8割を占めています。

#### 【現状】

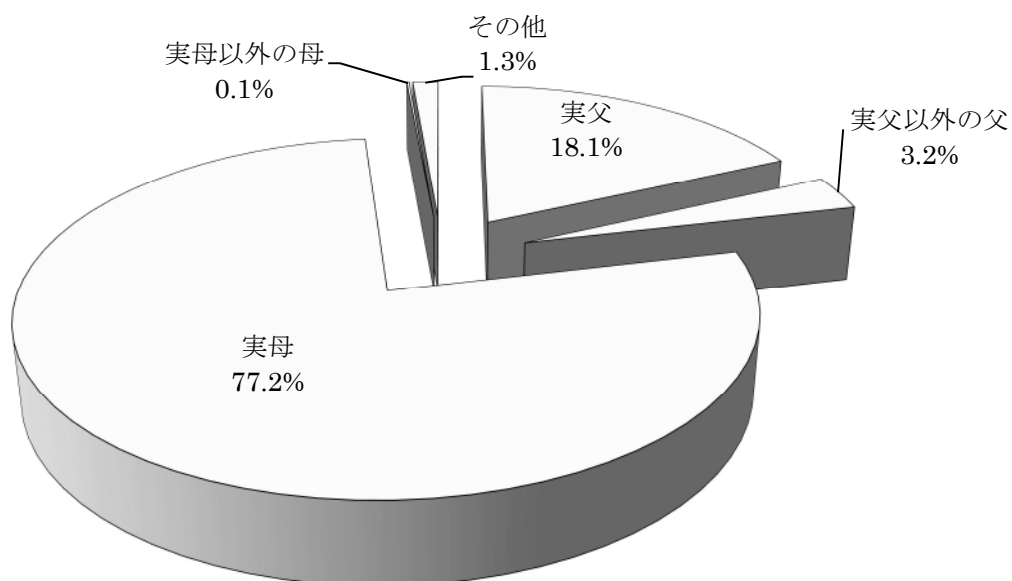
主な虐待者は実母が77.2%と最も多くなっています。子どもと接する時間が多く、子育て中の実母が虐待者となってしまうなど、実母の養育負担の大きさが伺えます。

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
相談・通告件数	134	24	572	1	10	741
構成比	18.1	3.2	77.2	0.1	1.3	100

(参考：平成27年度)

相談・通告件数	109	22	476	1	6	614
構成比	17.8	3.6	77.5	0.2	1.0	100

#### ○主な虐待者（平成28年度）



(6) 要保護児童対策地域協議会取扱件数

川崎区における取扱件数が最も多くなっています。

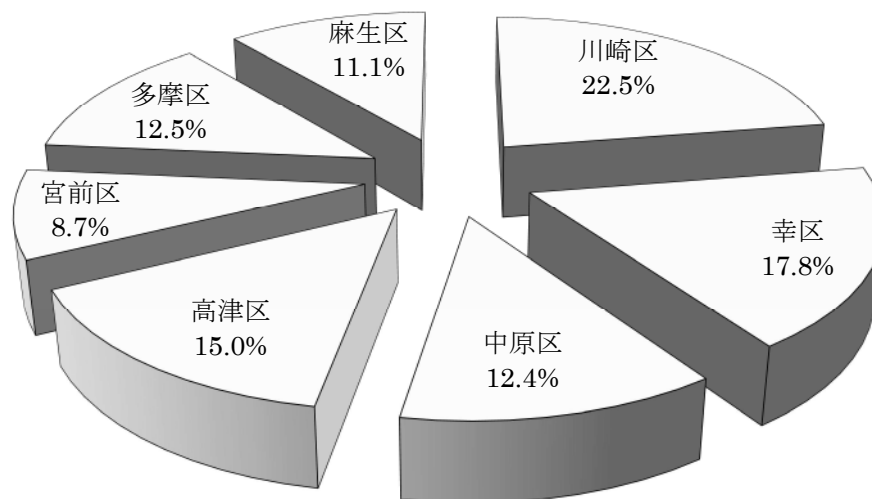
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
取扱件数	706	558	390	469	273	392	347	3,135
構成比	22.5	17.8	12.4	15.0	8.7	12.5	11.1	100

※平成 28 年度末、台帳に基づいて情報共有を行った児童数

(参考：平成 27 年度)

取扱件数	517	450	291	490	333	362	265	2,708
構成比	19.1	16.6	10.7	18.1	12.3	13.4	9.8	100

○要保護児童対策地域協議会取扱件数（平成 28 年度）



## 4 児童虐待防止等のための子育て施策の取組について

平成 25 年 3 月に策定した「児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」では、児童家庭支援・児童虐待対策施策を推進するための 3 つの基本的な考え方である「子ども・子育てを支援する地域づくり」「関係機関等の連携による虐待の未然防止、早期発見・早期対応」「専門的支援の充実と人材育成」のもと、7 つの方針「1 地域での子育て支援の充実」、「2 虐待の発生予防策の推進」、「3 早期発見・早期対応の充実」、「4 専門的支援の充実・強化」、「5 社会的養護の充実」、「6 地域連携・広域連携等の強化」、「7 人材育成の推進」を定めました。

この基本的な考え方、方針に基づく児童虐待対策をはじめとする児童家庭支援施策を具体化するために、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の取組等を取りまとめ、平成 26 年 2 月に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定しました。

本計画では 28 の施策区分、72 の事業を示しており、計画期間内において各年度ごとに、それぞれの事業について、成果や実施状況、達成度、次年度に向けた課題等を取りまとめ、報告をいたしますが、平成 28 年度においては、各事業が概ね順調に推進されているとの評価を示しております。

今後も、計画の進捗管理にあたっては、本市の児童虐待の発生状況等の社会環境の変化に適切に対応しながら進捗管理を行うため、「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において全庁的な協議、調整を行い、本市における子育て支援及び児童虐待対策をより充実させ、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めてまいります。

### < 7 つの方針の概要 >

#### (1) 地域での子育て支援の充実

子育て家庭を支援するために、地域の社会資源の有効活用や地域での子育て支援活動をマネジメント・コーディネートするとともに、子育て支援に関わる機関や団体と連携し、地域に即した支援策を展開するためのネットワークづくりを推進します。

#### (2) 虐待の発生予防策の推進

虐待の発生予防に向け、育児不安等の相談・支援ニーズを早期に把握し、継続した個別支援ができるよう相談支援体制の充実に向けた施策や妊娠期に必要な知識の普及啓発を行います。児童虐待防止に関する市民意識を高めるための普及啓発活動を行います。

#### (3) 早期発見・早期対応の充実

母子保健事業及び乳幼児健診未受診などへの適切な支援を行うとともに病院、保育園、学校等と連携し、要支援家庭の早期発見・早期対応を図ります。また、民生委員児童委員・主任児童委員等と連携し、地域での見守り体制の充実を図ります。また、虐待通告については、児童相談所と区役所地域みまもり支援センターが連携し対応するとともに、要保護児童対策地域協

議会を活用し要保護児童等に対する支援の進行管理と情報共有を図ります。

(4) 専門的支援の充実・強化

児童相談所及び区役所地域みまもり支援センターがそれぞれの役割と権限に基づき専門性を発揮し、個々のケースに応じた適切な支援を行います。また、高い専門性を求められる事例への対応については、精神保健福祉センターや障害者更生相談所などの専門機関と連携した支援を充実させるとともに、医師や弁護士など専門家と協力・連携し対応の充実を図ります。

(5) 社会的養護の充実

社会的養護の必要性を理解するための啓発活動を充実させるとともに、社会的養護の質の向上に努めるための施策を推進します。また、施設養護の充実、里親支援の充実に努めます。

(6) 地域連携・広域連携等の強化

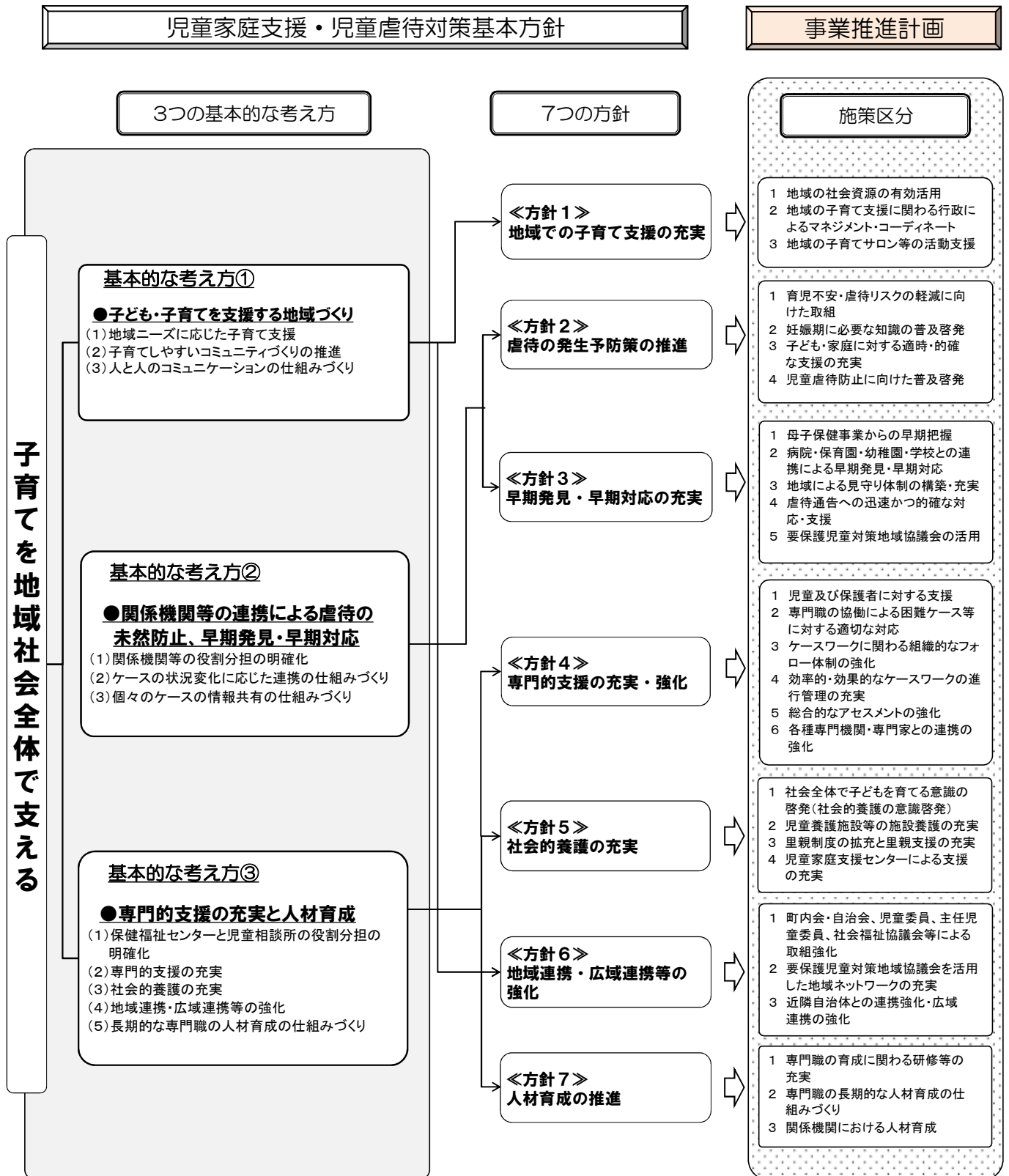
関係団体と連携し様々な施策を展開するとともに、要保護児童対策地域協議会を活用し地域ネットワークを構築し、児童虐待の早期発見・早期対応や実効性のある支援を実施します。また、支援を行っている家庭が県内外に転居した場合でも援助の継続性を担保できるよう県内自治体との連携を強化するとともに県域を超えた広域連携を強化していきます。

(7) 人材育成の推進

保健・医療・福祉等の専門職の育成に関わる研修等を充実し、人材育成を着実に推進します。また、行政職員、関係機関の職員の資質向上のための人材育成に取り組みます。

～計画の体系図～

「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」に基づく事業推進計画



「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」 平成28年度事業実施状況

基本的な考え方① 子ども・子育てを支援する地域づくり

《方針1》地域での子育て支援の充実 ※達成度：1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

施策区分1 地域の社会資源の有効活用

※所管課 ㉔)⇒こども未来局 ㉕)⇒各区役所

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
地域の子ども・子育て支援のネットワークづくり	地域子育て支援センター事業の運営の方向性を踏まえた運営手法の見直し	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図る。	市内53か所で地域子育て支援事業を実施した。 ○実施箇所 ・一般型支援センター27か所（保育所併設型21か所、単独型6か所） ・連携型支援センター26か所（こども文化センター26か所） ○支援センター利用者数52万8,302人 ○相談件数 2万3,513件	3	・子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感・不安感に対応する必要がある。 ・地域子育て支援センターの運営を円滑に実施し、育児に向き合う保護者の子育ての負担、不安感等の軽減に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図る。	同規模で継続	㉔)企画課
	ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力向上の推進	市内に4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する。	○市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」で実施 ・延べ利用者数 1万5,596件 ○子育てサポートヘルパー会員研修を年4回実施 ・実施日及び受講者数 ①平成28年6月9日：23人参加 ②平成28年9月13日：21人参加 ③平成28年11月17日：16人参加 ④平成29年2月2日：12人参加 ※新規登録子育てヘルパー会員数 59人 ○平成28年度末登録会員状況 利用会員 1,173人 子育てヘルパー会員 768人 両方会員 12人	3	・市内に4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、地域における育児の相互援助活動を推進しているが、ヘルパー会員の拡充等が必要となっている。 ・引き続き、研修等を実施しヘルパー会員の確保に努めるとともに、周知・広報に努め、事業を着実に推進する。	同規模で継続	㉔)企画課
	子育て支援にかかわる関係機関・団体等とのネットワーク会議の開催	地域の子ども・子育て支援に関わる様々な機関、団体、子育て中の親が連携し、安心して子育てができるように地域課題を共有し、地域ニーズに沿った支援策を展開、推進する。	・子育て支援活動に関わる関係機関や団体等により組織されたネットワーク会議において、情報共有、意見交換等を通じ、地域の子ども・子育てに関する課題を把握し、課題解決に向けた取り組みを行った。 ・各区、テーマごとに部会を設ける等、地域の子ども・子育てに関する課題への取り組みについて協議し、協働して展開をした。 ・会議でネットワークの繋がりが推進され、日常の相互連携が更に図られた。	3	子どもが健全に育ち、子育てしやすい環境づくりを地域全体で取り組んでいくため、引き続き地域みまもり支援センターを中心としたネットワークの拡充及び継続的な取り組みが必要である。	同規模で継続	㉕)地域ケア推進担当



地域の子ども・子育て支援のネットワークづくり	子育てグループ等への各種支援及び連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助することにより、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図る。</li> <li>・区内で自主的に活動している子育て支援グループ（フリースペースやサロン）や自主グループの情報を広く広報するとともに、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育て支援の連携・拡充を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む地域子育て自主グループ5団体に対して活動費を補助し、乳幼児の健全育成及び地域における育児力の向上を図った。</li> <li>・子育て支援グループ等の活動内容の周知について、交流会の開催による情報交換や様々な媒体を活用した広報を実施した。</li> <li>・保育士などの専門職やボランティアを派遣し、子育て支援グループ等の活動サポートや支援を行った。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者間で協力し合いながら、地域で乳幼児の健全育成活動を行う子育て自主グループに対して、引き続き、川崎市地域子育て自主グループ支援事業補助金を交付し、活動を支援することで、育児を行う親の孤立化を防ぐとともに、乳幼児の心身の健全な育成、地域での子育て力の向上を図る。（企画課）</li> <li>・具体的に他のサロン運営やこどもの目線で遊び場づくりをした方の話を聞きたいという要望もあり、興味・意欲のある地域の人材を育てていくことへの支援が必要である。また、参加者同士の異年齢交流もできる機会を大切にし、多くの方に参加してもらえるような工夫が必要である。</li> <li>・自主グループ等の地域の人材や参加者が主体的、継続的に活動が行えるよう、地域みまもり支援センターにおける活動のサポートや学習の場を作り、地域での子育てを支える力の向上を図る必要がある。</li> </ul>	同規模で継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>区)地域ケア推進担当</li> <li>区)保育所・地域連携担当</li> <li>区)地域支援担当</li> <li>区)企画課</li> </ul>
	育児不安・ハイリスク家庭等地域からの情報への適切な対応	地域の子育て支援活動団体や関係機関等と行政の連携を深め、支援を必要としている子育て家庭が地域で孤立することなく、必要な支援に迅速・的確につながる環境の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども支援ネットワークに関する会議と部会等の開催により、子育て支援活動団体や関係機関と行政間で、各々の役割や機能の情報共有及び連携協働を図った。</li> <li>・関係所管課との庁内会議の開催により、情報共有、及び連携強化を図った。</li> <li>・身近な地域において、民生委員児童委員、主任児童委員との連携による情報の共有やボランティア活動等を通して、子育て家庭に寄り添える地域人材の育成に取り組んだ。</li> <li>・親の孤立感や育児不安等の現代の子育て事情や子育て支援の課題等をテーマに講演会等を開催し、地域全体で子育てを見守り、支援する意識を高める機会とした。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育て家庭の孤立感や育児不安感、負担感が増大しており、虐待相談や通告件数も増加している状況である。</li> <li>・子どもをめぐる課題が複雑になっていることから、安心して子育てができるよう、積極的に地域に出向くことで、さらに関係機関との情報共有を進め、横断的な支援を進めていく必要がある。</li> </ul>	同規模で継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>区)地域ケア推進担当</li> <li>区)地域支援担当</li> </ul>

地域の子ども・子育て支援のネットワークづくり	関係機関との連携による子育て家庭への支援の充実	こども支援ネットワークに関する会議を開催し、子育て支援関連機関、団体、施設等の中で、地域における子育て支援に関する情報を共有し、連携協働した地域全体での子育てを支援する環境づくりを推進するとともに、地域の子育て支援関連団体等の活動の活性化を図り、子育て家庭への支援を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども支援ネットワークに関する会議と部会等の開催により子育て支援関連団体間の情報共有及び連携協働を図った。</li> <li>・幼稚園、保育園、小学校が保育参観、授業参観等の実施を通して、互いの状況や課題の把握及び情報共有を図るとともに、関係機関の役割の理解を深め、連携を強化した。</li> <li>・年長から新1年生になる児童と家庭への支援のため、新1年生向け啓発チラシ等を作成、配布した。</li> <li>・子育て支援関連団体や職員向けの、子育て支援に関する講演会や研修を実施した。</li> <li>・子育て支援関連団体等と協働し、子育て家庭向けの諸行事を開催し、地域の子育て情報の提供や、子育て支援に必要な情報等の普及啓発と世代を超えた区民の交流を図った。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口の増加、子育て家庭の増加が続き、核家族化などにより、育児体験が少なく育児不安等に悩む保護者への支援が求められている。</li> <li>・引き続き地域みまもり支援センターによる子育て支援事業の実施、子育て情報の提供のほか、子育て支援団体との協働等により、地域全体による子育て支援を充実していくことが必要である。</li> </ul>	同規模で継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>区)地域ケア推進担当</li> <li>区)保育所等・地域連携担当</li> <li>区)地域支援担当</li> </ul>
------------------------	-------------------------	--	---	---	--	--------	---

### 施策区分2 地域の子育て支援にかかわる行政によるマネジメント・コーディネート

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
	地域の子ども・子育て支援に係る情報の把握・分析及び支援に向けた企画・調整	子ども・子育て支援の現状や課題を、地域の子育て支援活動団体や関係機関等と共有し、連携を図りながら課題解決に向けて支援体制を構築していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク会議において、関係機関、団体等との意見・情報交換等を通じ、地域の子ども・子育てに関する課題を把握し、今後の施策の方向性について共有を図った。</li> <li>・今後の事業展開につなげるため、各区地域みまもり支援センターが実施する事業において、アンケート等により区民ニーズの把握した。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会状況等で変化する地域の子育て状況や多様化するニーズ、地域の子育て支援活動の状況を様々な機会を通じ把握する機能を強化していく必要がある。</li> <li>・地域での子育て支援者同士の変化する連携強化の仕組みづくりが必要である。</li> </ul>	同規模で継続	区)地域ケア推進担当
地域の子育て支援にかかる仕組みづくり	こども支援室が中心となり保健福祉センター等関係部署との連携による地域活動への支援	区における子育てを地域社会全体で支えていくために、こども支援室が中心となり保健福祉センターを始めとする関係部署と協議・連携を進め、地域の子育て支援活動の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区地域みまもり支援センターが中心となり、子ども・子育て支援に関わる様々な関係部署と意見・情報交換、研修、課題の共有等協議を行い、連携を深めた。</li> <li>・関係部署等との連携を活用して、地域の子育て支援活動団体や機関等が情報を共有し、顔の見える関係づくりを構築するなど、地域活動の充実促進につながる仕組みづくりを展開した。</li> </ul>	3	各区地域みまもり支援センターが地域における子ども・子育て支援の拠点として、地域の実情に即した支援策が展開できるよう、連携体制の一層の強化に向けた取組が必要である。	同規模で継続	区)地域ケア推進担当

施策区分3 地域の子育てサロン等の活動支援

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
子育て支援にかかわる機関との連携強化	地域の子育て支援機関が実施する地域子育て支援事業への支援	区内で自主的に活動している子育てサロンや子育てグループ等の活動内容を紹介することにより、子育て中の区民の参加を促すとともに地域の子育てグループ等の活動を人的側面で支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各区地域みまもり支援センターや区役所内関係課とともに、各区内の子育て支援に関する現状や課題を更に調査し、収集した子育て支援機関等の活動場所、活動内容を様々な媒体を活用して情報提供をした。また、把握した課題を地域とともに解決できるよう、情報を地図等に示して子育て中の区民の参加促進、子育て支援グループの活動支援を行った。</li> <li>区内で活動する子育てグループ等の活動サポートを行い、子どもの保育や遊びの提供などを行い、グループ活動の支援を行った。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援機関等の活動の活性化のために、より詳細な活動内容を区民に示して一層の参加を促す必要がある。</li> <li>子育てグループ等の活動の支援強化のため、ボランティア等の育成を図る必要がある。</li> </ul>	同規模で継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>区) 地域ケア推進担当</li> <li>区) 保育所等・地域連携担当</li> <li>区) 地域支援担当</li> </ul>
相談支援の適切な情報提供、連携の充実	こども支援室及び保健福祉センターによる地域の子育て情報の収集・発信	保健福祉センターや関係機関等との諸会議を通じ、地域の子育て情報を収集するとともに、子育て家庭のニーズに応じ、様々な情報を多様な媒体を活用し、的確に情報提供することにより、子育てに対する不安や孤立感を軽減し、安心して子育てを行うことができる環境を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集、作成した情報を子育て情報誌やホームページなどに掲載するとともに、情報コーナー、区庁内窓口及び関係機関等に広く配布するなど情報提供を行った。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関等から多くのチラシ、パンフレット等が送付されてくるため、情報コーナー等で効果的に配架する必要がある。また、ホームページを見やすく利用しやすいものにする必要がある。</li> <li>子育てアプリ等多様な媒体を活用し、より利便性の高い情報提供サービスの展開を検討していく。</li> </ul>	同規模で継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>区) 地域ケア推進担当</li> <li>区) 保育所等・地域連携担当</li> <li>区) 地域支援担当</li> </ul>

## 基本的な考え方② 関係機関等の連携による虐待の未然防止、早期発見・早期対応

### 《方針2》虐待の発生予防策の推進

#### 施策区分1 育児不安・虐待リスクの軽減に向けた取組

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
思春期からの保健教育の推進及び妊娠期からの子育てに必要な情報提供	小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施	保健福祉センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努める。	生徒や保護者に対し、思春期の心と体、性、性感染症、薬物乱用防止、赤ちゃんのイメージ作りなどのテーマで命の大切さを考える健康教育については、目標数には達しなかったものの、学校（小・中・高等学校）やPTA・地域ボランティア等と協力連携し実施した。	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も学校保健と更なる連携を図り、より効果的に実施できるよう、実施方法の見直しや検討が必要である。</li> <li>各区における電話・面接での相談の周知を図るとともに、集団健康教育を効果的に実施することで、性に関する正しい知識の普及を図っていく。</li> </ul>	同規模で継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>区) 地域支援担当</li> <li>こ) こども保健福祉課</li> </ul>
	母子健康手帳交付時等の機会をとらえた相談支援の充実	母子健康手帳交付時の相談体制や母子保健サービスの情報提供の充実に努め、安心・安全な妊娠期を過ごせるように支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付時に各区地域支援担当の職員が面接を行い、両親学級等保健福祉センターの活用や身近な地域での子育てサービスの情報を提供するとともに、状況により助産師や地区担当保健師につなげて継続支援を行った。</li> <li>妊娠期からのハイリスクケースの把握と支援の強化に向け、医療機関・行政関係者を対象とした研修会を開催し連携を推進した。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も妊娠期から要支援者を把握し、継続支援につなげていくことが、安心、安全な妊娠期を過ごすため、及び虐待予防の観点からも重要である。</li> <li>新たに配置された母子保健コーディネーターによる母子健康手帳交付時面接の体制の充実に努め、支援関係部署や地域の医療機関・関係団体との連携を更なる強化をしていく必要がある。</li> </ul>	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>区) 地域支援担当</li> <li>こ) こども保健福祉課</li> </ul>

#### 施策区分2 妊娠期に必要な知識の普及啓発

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
妊婦健康診査の受診勧奨及び子育てに必要な知識等の普及啓発	妊婦健康診査受診率の向上に向けた取組の推進	<p>安心・安全な妊娠期や産じょく期を過ごすため、妊婦健康診査についての広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実する。</p> <p>※産じょく期・・・妊娠や分娩によって変化した体が妊娠していないときの状態にもどるまでの期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦健康診査の補助券利用件数は出生数の減少により目標を下回ったが179,638件の利用があった。</li> <li>ホームページ等を活用して、妊婦健康診査や償還払い制度の周知を図った。</li> </ul>	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も国の動向に注視しながら、安心・安全な妊娠期が過ごせるよう助成制度を継続実施していく。</li> <li>妊婦健康診査の重要性と償還払い制度の周知を引き続き実施する。</li> </ul>	同規模で継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>区) 地域支援担当</li> <li>こ) こども保健福祉課</li> </ul>
	母子健康手帳記載内容の充実及び乳幼児健康診査等母子保健事業を通じた普及啓発の推進	母子健康手帳の記載内容を充実するとともに、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて普及啓発を推進する。	母子健康手帳の記載内容を充実するとともに、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、子育てに必要な情報提供を積極的に行った。	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も妊娠期に必要な知識や子育てに必要な情報の提供を継続して実施する必要がある。</li> <li>母子健康手帳等に発達に支援を要する子どもについてや、具体的な相談事項と相談先等、記載を充実させていく。</li> </ul>	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>区) 地域支援担当</li> <li>こ) こども保健福祉課</li> </ul>

妊婦健康診査の受診勧奨及び子育てに必要な知識等の普及啓発	妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実に向けた検討	母子健康手帳交付時の相談体制や母子保健サービスの情報提供の充実を図り、安心・安全な妊娠期を過ごせるように支援する。	・母子健康手帳交付時には、各区地域支援担当の職員が面接を行い、両親学級等による保健福祉センターの活用や、身近な地域での子育てサービスの情報を提供するとともに、状況により助産師や地区担当保健師に繋げて継続支援を行った。 ・妊娠期からのハイリスクケースの把握と支援の強化に向け、医療機関・行政関係者を対象とした研修会を開催し、連携を推進した。	3	・今後も妊婦健康診査等を通じて、育児不安等様々な相談・支援ニーズを早期に把握し、継続した個別支援が実施できるよう相談支援体制の充実を図る必要がある。 ・母子健康手帳交付時からの充実した相談体制を整える必要がある。	拡充	区)地域支援担当 こ)こども保健福祉課
	妊娠・育児に関する学習・実習(プレパパ・プレママ教室)の機会の提供	区役所児童家庭課において両親学級(プレパパ・プレママ教室)を実施し、妊娠・育児に関する学習・実習の場を提供する。	各区地域支援担当及び市看護協会において両親学級(プレパパ・プレママ教室)を実施したほか、平成27年度から新たに市助産師会による土・日開催の両親学級も実施し、禁煙教育、望ましい食生活についての教育、健康な生活に向けての教育等の充実を図り、沐浴、妊婦体験ジャケットの体験や座談などを通して父親の育児参加意識を高めた。	3	少子化や核家族化などの社会環境の変化により、赤ちゃんに全く触れることがないまま、妊娠・育児を迎える両親も多いため、学習・実習の場の提供することにより、出産・育児に向けた知識の取得や意識を高めるとともに、子育て家庭の孤立化を防ぐ仲間づくりにも取り組む必要がある。	同規模で継続	区)地域支援担当 こ)こども保健福祉課

### 施策区分3 子ども・家庭に対する適時・的確な支援の充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
的確な相談・支援ニーズの把握と必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援の充実	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問、未熟児訪問等)等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握	乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行う。	乳児家庭全戸訪問事業について、こんにちは赤ちゃん訪問は1,752件、新生児訪問等は11,547件実施し、訪問実施率は91.5%(出生数14,533人)となった。	3	今後も乳児家庭全戸訪問事業等によりすべての家庭を対象として支援ニーズを把握し、適切なフォローにつなげる。また早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を防ぐ必要がある。	拡充	区)地域支援担当 こ)こども保健福祉課
	相談支援に従事する専門職の充実、業務ガイドラインの整備及び研修実施による相談体制の充実・強化	相談支援に従事する専門職の充実、業務ガイドラインの整備及び研修実施による相談体制の充実・強化	地域みまもり支援センターに設置された地域支援担当において、業務ガイドラインに基づいた相談支援を実施することで、引き続き子ども・子育てに対する適時・的確な支援を行った。		3	今後も相談支援に従事する専門職の充実、業務ガイドラインの整備及び研修実施による相談体制の充実・強化により、子ども・家庭に対する適時・的確な支援を充実する必要がある。	拡充

的確な相談・支援ニーズの把握と必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援の充実	産後ケア事業による早期相談支援の検討	産科医療機関から退院直後の母子の心身ケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスを提供及び必要に応じた個別支援を行う。	通年で、産後ケア宿泊型154件（延利用日数709日）、訪問型233件（延利用日数233日）の利用があった。	3	今後も産後ケア事業を実施することにより、退院から4か月までの母子の心身ケアや育児のサポートを実施する。また支援の必要性がある家庭のフォローを地域みまもり支援センターに繋げていく。	同規模で継続	区)地域支援担当 こ)こども保健福祉課
---	--------------------	---	---	---	---	--------	------------------------

#### 施策区分4 児童虐待防止に向けた普及啓発の充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
児童虐待防止等に向けた啓発活動	民生委員児童委員・主任児童委員等関係機関と連携した啓発活動の実施	関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政主体の啓発活動として、JR南武線の窓上に啓発ポスターの掲出、成人の日を祝うつどいパンフレットへの啓発記事掲載、式典会場での啓発物品の配布を行った。</li> <li>11月を中心としたオレンジリボンキャンペーンでは、子育て支援者、関係機関と協働し、区民祭、区役所の子育てフェスタへの来場者への啓発活動、川崎フロンターレホームゲームでの啓発物品の配布を行った。</li> <li>児童虐待防止普及啓発における初の試みとして、小学生のチームを対象とした「オレンジリボン・ファミリーカップ」（フットサル大会）を開催し、22チーム、約400人の児童、コーチ及び保護者の参加があった。</li> <li>一般社団法人と協働し、第3庁舎ロビーで「オレンジリボンコンサート」を開催した。</li> </ul>	2	子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や、自立等を保障される権利を有するなど、児童福祉法の理念を含め、地域住民や子どもの福祉に関わる者の意識の向上を図るため、より多くの市民が関心・理解を深めるための効果的な啓発物品や啓発活動手法の検討が必要である。	同規模で継続	こ)児童家庭支援・虐待対策室

基本的な考え方② 関係機関等の連携による虐待の未然防止、早期発見・早期対応

《方針3》 早期発見・早期対応の充実

施策区分1 母子保健事業からの早期把握

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
妊婦健康診査実施医療機関との連携強化	要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実	妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実する。	妊婦健康診査を実施する医療機関と連携して要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実に努めた。	3	今後も妊婦健康診査を実施する医療機関との連絡会議の開催等、連携の更なる強化や、行政による支援が必要な妊婦を把握し継続的な支援を行う体制の更なる充実を必要とする必要がある。	同規模で継続	区) 地域支援担当 こ) こども保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問、新生児訪問、未熟児訪問）の推進	乳児家庭全戸訪問の充実（92.0%実施）	乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行う。	乳児家庭全戸訪問事業について、こんには赤ちゃん訪問は1,752件、新生児訪問等は11,547件実施し、訪問実施率は91.5%（出生数14,533人）となった。	3	今後も乳児家庭全戸訪問事業等により、すべての家庭を対象として支援ニーズを把握し、早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を防ぐ必要がある。	同規模で継続	区) 地域支援担当 こ) こども保健福祉課
乳幼児健康診査未受診者の状況把握と対応	乳幼児健康診査受診率の向上（全乳幼児健康診査受診率平均90.5%）	乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直営健診について、1歳6か月児は受診者数14,030人で受診率97.11%、3歳児は受診者数6,375人で受診率93.07%であった。</li> <li>・委託健診について、3か月児は受診者数14,159人で受診率95.5%で、7か月児は受診者数13,950人で受診率97.7%、5歳児は受診者数10,516人で受診率80.4%であった。</li> </ul>	3	乳幼児健康診査事業を効果的・効率的に実施するため、乳幼児の成長発達に合わせた適切な時期での実施や、市民ニーズを踏まえた実施方法等に向けて、検討する必要がある。	同規模で継続	区) 地域支援担当 こ) こども保健福祉課
	乳幼児健康診査未受診者に対する適切な支援の実施	乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、相談支援の場としての機能を充実する。	直営健診（1歳6か月児・3歳児）及び委託健診（3か月児）について、未受診者フォローを全区で実施し、未受診者の状況把握と支援を実施した。	3	各健診について、引き続き、未受診者の状況把握及び未受診者フォローを実施する。	同規模で継続	区) 地域支援担当 こ) こども保健福祉課

乳幼児健康診査事業における健診委託医療機関との連携強化	母子保健事業の充実・強化を踏まえた委託医療機関との連携手法の検討	既存の乳幼児健康診査事業の再構築を行い、委託医療機関との連携を強化して実施することで、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査について、3か月児・7か月児・5歳児の各健康診査を市内の医療機関に委託して実施することで、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につなげるように努めた。</li> <li>・医療機関と更なる連携を行うことで、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につなげるよう、乳幼児健康診査事業の再構築について検討を行った。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も乳幼児健康診査事業を効果的・効率的に実施するため、乳幼児の成長発達に合わせた適切な時期での実施や、市民ニーズを踏まえた実施方法等に向けて、検討する必要がある。</li> </ul>	同規模で継続	区) 地域支援担当 こ) こども保健福祉課
	母子保健情報の一元管理手法の検討	乳幼児健康診査を委託医療機関と連携して実施することにより、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につなげるよう相談支援の場としての機能を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査について、3か月児・7か月児・5歳児の各健康診査を市内の医療機関に委託して実施することで、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につなげるように努めた。</li> <li>・母子保健情報管理システムを導入し、情報を集約することで未受診者の把握やフォローが迅速に行える体制を整備した。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も乳幼児健康診査事業を効果的・効率的に実施するため、乳幼児の成長発達に合わせた適切な時期での実施や、市民ニーズを踏まえた実施方法等に向けて、検討する必要がある。</li> </ul>	同規模で継続	区) 地域支援担当 こ) こども保健福祉課
乳幼児健康診査事業における健診委託医療機関との連携強化	支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健診時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握し的確にフォローする体制を充実する。</li> <li>・虐待等の問題を抱える家庭に対して、子育ての相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のある登録子ども家庭支援員を派遣する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育支援訪問を延べ252件実施した。妊娠・出産時や新生児訪問・未熟児訪問等から、早期に養育支援が必要な家庭を把握し訪問を行った。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待相談・通告件数の増加等の社会環境の変化に対応できるよう、各区地域みまもり支援センターで実施している児童家庭相談援助との業務整理を引き続き検討していく必要がある。</li> </ul>	同規模で継続	こ) こども保健福祉課 こ) 児童家庭支援・虐待対策室



施策区分2 病院・保育園・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
関係機関、児童相談所、こども支援室及び保健福祉センターとの連携	連携会議等を活用した情報共有の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子育て支援関係機関や関係部署等と連携を深め、支援を必要としている子育て家庭に必要な支援を、迅速・的確に対応できる仕組みを構築する。</li> <li>・医療機関や児童の所属する機関との連携・強化を図るため要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、活用することにより要保護児童等の情報の共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区のこども支援ネットワークに関する会議と部会等の開催により、子育て支援活動団体や関係機関と行政間で、各々の役割や機能の情報共有及び連携を深め、支援を必要とする家庭の早期発見・対応につながる地域の仕組みづくりを行った。</li> <li>・関係所管課との庁内会議の開催により、情報共有及び連携強化を図り、支援を必要とする家庭の早期発見・対応につながる仕組みの調整を行った。</li> <li>・要保護児童対策地域協議会実務者会議の連携調整部会における、ケース支援の進行管理、情報共有、支援方針の確認などが機能的に実施できるようにしていくため、特に家庭環境や生活状況等が変化したケースの情報共有が充実できるよう運用方法を変更し、支援の方向性を共有して円滑な支援が実施できた。</li> <li>・市内の中核的な医療機関を中心とした、川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）における協議を踏まえ、市内医療機関向けの「子ども虐待初期対応ガイド」を作成・配布し、市内中核医療機関との連携強化を図った。</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育て家庭の孤立感、育児不安感や負担感が増大してきており、虐待相談や通告件数も増加している状況である。今後も各区地域みまもり支援センターにおいて、継続して関係機関や関係部署等の連携強化に取り組むことが必要である。</li> <li>・虐待相談や通告件数が増加する現状において要保護児童対策地域協議会での適切な情報管理、共有が重要となっていることから、「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を活用し、より多くの関係機関に配布・周知し要保護児童対策地域協議会の活用も含めた機関連携の強化が必要である。</li> <li>・川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）において、構成機関病院で共通して活用できるハンドブック等をさらに普及させるとともに、調整担当者部会の活動を通じて、児童相談所等との円滑な業務執行を推進できる体制を構築する。</li> </ul>	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>区) 地域ケア推進担当</li> <li>区) 地域支援担当</li> <li>こ) 児童家庭支援・虐待対策室</li> </ul>

施策区分3 地域による見守り体制の構築・充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
保健福祉センターと民生委員児童委員等地域の支援者との連携強化	こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じた地域での見守り体制の充実	こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行う。	こんにちは赤ちゃん訪問事業を1,752件実施し、必要な情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりを作り、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行った。	3	今後も早い時期からの地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を防ぐ必要がある。地域みまもり支援センターと連携し身近な近隣の訪問員を増やし、地域で子育てを支える環境づくりを進めていく。	同規模で継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>区) 地域支援担当</li> <li>こ) こども保健福祉課</li> </ul>
	こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催	こんにちは赤ちゃん訪問事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、こんにちは赤ちゃん訪問事業による子育て家庭への支援を効果的・効率的に行う。	こんにちは赤ちゃん訪問事業に係る訪問員研修や連絡会を実施することで、こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じて、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりを作り、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援が行えるように努めた。	3	今後も訪問員に対する研修や連絡会を適時・適切に実施し、訪問員の資質向上や課題の共有化を図ることで、身近な近隣の訪問員が地域での子育てを支える環境づくりを推進していく必要がある。	同規模で継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>区) 地域支援担当</li> <li>こ) こども保健福祉課</li> </ul>

施策区分4 虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
児童相談所と保健福祉センターの役割に基づく連携、個別ケースへの適切な支援	「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践	児童相談所及び保健福祉センターにおける虐待通告・受理も含めた「児童家庭相談援助」業務におけるケース管理手法を検討し、効果的な支援を実践する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所と区保健福祉センターでの児童虐待の相談・通告の受理ケース管理は、各区での統一が図られ適切に児童票を作成し、指定ファイルでの管理を実施した。</li> <li>平成28年度区役所での虐待相談・通告件数は741件、虐待以外の児童家庭相談件数は3,947件、合計4,688件であった。</li> <li>平成28年度児童相談所相談・通告件数は2,134件であった。（前年度比11.1%増）</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度に児童福祉法等の改正等に基づき川崎市児童虐待対応ハンドブックを一部改訂したことから、引き続き、各機関等に周知する。</li> <li>また、地域みまもり支援センター職員が児童相談所からの専門的援助を受けながら適切な判断・支援を行う必要がある。</li> <li>重点アクションプランに基づき、児童家庭相談援助業務のケース管理を効率的に実施するためのICT化も含めた手法について検討を進める。</li> </ul>	同規模で継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>区) 地域支援担当</li> <li>区) 児童家庭支援・虐待対策室</li> </ul>
	要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び保健福祉センター等関係機関による情報共有・適切な支援方針の確認	多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するため、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携調整部会は各区要保護児童対策地域協議会実務者会議の中に位置づけられ、事務局を各区地域みまもり支援センター地域支援担当サポート担当が担っており、各区で活発な検討が行われた。ケース進行管理台帳等資料をもとに全数確認は年3回実施するとともに「新規登録、終結、状況変化のあるケース」について毎月の会議にて確認を行った。</li> <li>全市連携調整部会開催回数 合計83回 全数確認3回分 検討合計9,174件。</li> <li>個別支援会議は、子どもの状態及び養育状況と支援方針の共有、重症度確認、主担当、役割分担を協議（425回）し、検討世帯数実数232世帯、検討した子どもの実数人、検討した子どもの延数625人であった。</li> <li>平成28年度から各区要保護児童対策地域協議会において学識者等によるスーパーバイズを活用した。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点アクションプランに基づき、各区でのスーパーバイザーを引き続き活用するなど、ケース進行管理を実施するとともに適宜適切に個別支援会議を実施する必要がある。また、連携調整部会、個別支援会議の開催回数、状況等を各区実務者会議に報告し、地域の関係機関の更なる協力を得ていく必要がある。</li> <li>教育委員会学校・地域連携担当との連携を強化するとともに、必要に応じて区実務者会議連携調整部会の会議運営の充実を図る必要がある。</li> </ul>	同規模で継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>区) 地域支援担当</li> <li>区) 児童家庭支援・虐待対策室</li> </ul>

施策区分5 要保護児童対策地域協議会の活用

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
関係機関の円滑な連携・協力の確保	全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有の推進	法定（児童福祉法第25条の2）されている「子どもを守る地域ネットワーク」として、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者などにより構成され、要保護児童等の情報交換や支援内容の決定、責任体制の明確化、関係機関からの円滑な情報提供を図り、虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な対応を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表者会議（年2回）</li> <li>要保護児童等支援に関するシステム全体の検討、実務者会議の活動状況報告及び評価、「居住実態が把握できない児童の調査」の報告や課題の検討、研修会を実施した。また、新たに組織した川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）を構成員として加え体制の充実を図った。</li> <li>各区実務者会議代表者部会【年2～5回】</li> <li>地域協議会の年間活動方針の策定や各種研修及び啓発活動を企画・実施した。</li> <li>各区実務者会議連携調整部会（毎月）</li> <li>区関係職員及び児童相談所によりケース進行管理（ケース状況、主担当機関、重症度等の確認作業）を行った。特に各区の学校・地域連携担当も連携調整部会に毎回参加し、円滑な情報共有が図られた。</li> <li>個別支援会議</li> <li>地域みまもり支援センター及び児童相談所ケース担当者等による個別会議【ケース主担当による適宜開催：延べ625件、計425回開催】であり、個別ケースごとに関係機関担当者によるケースカンファレンス（情報交換、支援方針、役割分担）を行った。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会について、地域の関係機関等への周知を丁寧に行うとともに、区実務者会議における、教育委員会学校・地域連携担当との連携をさらに強化する必要がある。</li> <li>社会保障審議会児童部会による「こども虐待による死亡事例等検証結果等について「第12次報告書」においても0歳児の死亡事例が依然として多く過去最高にたっていることや、妊娠期からの関与がある事例などを参考に本市における対策の充実を図る。</li> <li>学齢児への支援の充実を図るため教育・福祉・地域の関係機関との情報共有を強化するとともに、警察等との連携の更なる充実を図る。</li> <li>今後も引き続き実施される予定である「居住実態が把握できない児童調査」について要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用していく。</li> </ul>	同規模で継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>区) 地域支援担当</li> <li>区) 児童家庭支援・虐待対策室</li> </ul>

## 基本的な考え方③ 専門的支援の充実と人材育成

### 《方針4》専門的支援の充実・強化

#### 施策区分1 児童及び保護者に対する支援

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
児童に対する支援の充実	関係機関（区役所、児童相談所、児童養護施設、里親等）の連携による専門的支援の充実	関係機関（区役所、児童相談所及び医療機関等）との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施する。	児童相談所の法的権限と専門性を活かした適時適切な対応を行うとともに、各区地域みまもり支援センターをはじめとする各関係機関との連携を図りながら児童の自立支援計画を策定し、児童養護施設・里親等との支援方針の共有及び役割分担の明確化を図り、児童及び保護者との関係調整を進めた。	3	児童相談所、区地域みまもり支援センター、学校、児童養護施設、里親、児童家庭支援センター等が各々の専門性に基づく連携から、児童及び保護者へ適切な支援を実施できるよう、更なる専門性強化と連携強化が必要である。	同規模で継続	㉔ 児童相談所 ㉕ 児童家庭支援・虐待対策室
	児童相談所一時保護所運営に関するガイドラインの検討及び策定	多様な背景を持つ児童の個性尊重及び安定かつ公平な保護所運営を図るため、保護所運営に関するガイドラインを策定する。	・平成26年度に策定した一時保護所ガイドラインに基づき子どもの最善の利益のための支援を実施した。	3	一時保護所ガイドラインを基本とし、日常的な一時保護所の運営及び児童に対する適切な支援を引き続き実施する必要がある。また、必要に応じてガイドライン等の見直しについて検討を行う。	同規模で継続	㉔ 児童相談所 ㉕ 児童家庭支援・虐待対策室
保護者に対する支援の充実	関係機関（区役所、児童相談所及び医療機関等）の連携による専門的支援の充実	関係機関（区役所、児童相談所及び医療機関等）との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施する。	児童相談所の法的権限と専門性を活かした適時適切な支援を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会個別支援会議や連携調整部会等各種会議を活用し、個別ケースの役割分担の明確化、適切な援助方針策定及び支援を実施した。	3	・児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、法的対応力、相談援助技術等、専門性の更なる強化を行う。 ・児童福祉法改正に合わせ地域みまもり支援センターを中心とした保健福祉センターとの連携強化や役割分担の明確化が必要である。	同規模で継続	㉔ 児童相談所 ㉕ 児童家庭支援・虐待対策室
	家族再統合（児童相談所）及び家族支援（保健福祉センター）の充実に向けた検討	保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図る。	・こども家庭センターに心理職、保健師等各種専門職、外部講師による家族支援チームを編成し、家族支援台帳の作成と進行管理、各児童相談所へのコンサルテーション、職員研修等によるスタッフ支援を実施した。 ・福祉、医療、心理職等による多角的な視点からケースの見立て、支援計画策定を実施し、家族支援の充実を図った。 ・家庭復帰等に向けた適切な支援のため、アセスメント会議による課題整理等、組織的な判断及び対応の充実を図った。 ・平成25年度から区保健福祉センター（地域みまもり支援センター）に、社会福祉職、心理職、保健師等を配置していることから、より身近な場所での家族支援の充実を図った。	3	分離した家族への適切な支援、そうした支援を行える職員の資質向上を通して、児童相談所における家族再統合を推進する必要がある。 また、地域みまもり支援センターにおける多職種連携による家族支援の一層の充実が必要である。	同規模で継続	㉔ 児童相談所 ㉕ 児童家庭支援・虐待対策室

施策区分2 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
児童相談所及び保健福祉センターでの専門職による支援の充実	各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>各区児童家庭課にて保健福祉センター（福祉事務所及び保健所機能）の法定サービスを通じて把握した情報や窓口業務・相談業務から把握した情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開する。</li> <li>児童相談所と各保健福祉センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域みまもり支援センターに多職種の職員を配置し、各職種の専門性等を活かした多面的なアセスメントに基づく相談支援を実施した。（全区での児童相談受付件数：4,688件）</li> <li>児童虐待相談などの複雑かつ困難なケースへの対応については、主担当機関が中心となり、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議等により地域みまもり支援センター、児童相談所及び関係機関が連携し、情報共有や役割分担を行いつつ支援を行った。</li> <li>児童相談所は緊急受理会議や所内会議において多職種の専門職による総合的なアセスメントを実施し、組織的な判断に基づく適切な支援を実施した。また、児童精神科医師、保健師、理学療法士等専門職の協働及び療育センター等関係機関との連携により、児童及び保護者への支援を実施した。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育て家庭の孤立感、育児不安や負担感が増大してきており、虐待相談や通告件数も増加している状況があり、今後も迅速に対応するため、地域みまもり支援センターを中心に区役所内の情報共有・連携がスムーズに行える体制を整えていく必要がある。</li> <li>地域みまもり支援センターの職員がそれぞれ職種の「強み」やスキル等を相互に理解した上で連携した支援を行うことが必要であり、新たに作成した「児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアル」等をもとに、支援事例を積み重ねながら、組織的な判断力を高める必要がある。</li> <li>児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、法的対応力、相談援助技術等、専門性のさらなる強化が必要である。</li> </ul>	同規模で継続	㉒)児童相談所 ㉓)児童家庭支援・虐待対策室

施策区分3 ケースワークにかかわる組織的なフォロー体制の強化

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
児童相談所及び保健福祉センターでの取組の強化	各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践（再掲）	児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップ、業務マニュアルの整備及び研修実施による相談体制の充実・強化、組織的な業務の蓄積・評価によって相談支援体制を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>区地域みまもり支援センターにおいては、各職種の専門性を発揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別の相談、支援を一元的に対応した。</li> <li>日常業務から様々な相談ニーズを把握し、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者との設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行った。</li> <li>児童虐待に係る相談、通告についても各区保健福祉センター内では地域みまもり支援センターにて受理・対応することとし、組織的な判断の元にセンター内関係部署、関係機関、児童相談所と連携して支援を行った。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアルを活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図る。</li> <li>各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化が必要である。</li> </ul>	同規模で継続	㉒)児童相談所 ㉓)児童家庭支援・虐待対策室

施策区分4 効率的・効果的なケースワークの進行管理の充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
児童相談所及び保健福祉センターでのケース進行管理手法の検証	ケース進行管理ソフトの児童相談所間でのネットワーク化の検討	児童相談所進行管理ソフトの効果的活用を推進するとともに、各児童相談所における確実なケース進行管理の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所進行管理ソフトを運用し、各児童相談所内でのケース情報の共有による組織的なケース進行管理を実施するとともに、ソフト活用により統計処理業務等の効率化を図った。</li> <li>時系列確認が容易なケース記録を活用し、引継業務等事務作業の効率化を図った。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所が児童虐待通告などに迅速・的確に対応することや、適正な統計処理をおこなうために、実効的なケース管理のネットワーク構築を進める必要がある。また、各区地域みまもり支援センターとの個別支援に関わる情報共有についても検討する必要がある。</li> </ul>	同規模で継続	㉒) 児童相談所 ㉓) 児童家庭支援・虐待対策室
	「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践	各区児童家庭課における適切なケース管理の実施に向けた検討・整理、各区児童家庭課と児童相談所間での迅速かつ効率的な情報共有の仕組みの検討を行う。	地域みまもり支援センターにおける適切なケース管理等の実施のために作成した児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアルに基づき、ケース管理を実施した。	3	全市で統一したケース管理手法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法の改正趣旨に沿うよう見直しなどを行う必要がある。	同規模で継続	㉒) 児童家庭支援・虐待対策室

施策区分5 総合的なアセスメントの強化

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
児童相談所及び保健福祉センターでのリスクアセスメント指標の作成と活用	リスクアセスメント指標の作成及び適切な支援の実施	リスクアセスメント指標の作成検討等を含む総合的なアセスメント機能の強化を図り、適切な支援を実施する。	要保護児童対策地域協議会の連携調整部会等を活用し、児童相談所及び地域みまもり支援センターでの情報・アセスメントシート等の共有やケース重症度の確認等を実施し、進行管理及び支援を実施した。また、個別支援会議において各関係機関による情報共有、役割分担の明確化を図り、適切な支援を実施した。	3	児童福祉法改正により、厚生労働省から提供された市町村と児童相談所共通リスクアセスメントツールを参考に、地域みまもり支援センターと児童相談所共通リスクアセスメントツールの見直しについて検討する必要がある。	同規模で継続	㉒) 児童相談所 ㉓) 児童家庭支援・虐待対策室
児童相談所及び保健福祉センターでの緊急受理会議等に基づく組織的アセスメントの実施	多職種協働による総合的な判断の実施	各区児童家庭課で実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施し、適切な支援方針の検討に活かしていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各区地域みまもり支援センターで行う定期的なケース検討会議や児童虐待の通告受理等による緊急受理会議では、配置された多職種専門職の専門性やスキル、経験等を活かした検討と総合的なアセスメントを実施し、組織的判断に基づく支援を行った。</li> <li>児童相談所の所内会議に各区地域みまもり支援センターの専門職が参加し、児童相談所との連携強化及びアセスメント力の強化を図った。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議にて多職種による多面的・総合的なアセスメントを効果的に行うためには、各職種の「強み」やスキル、知識等の相互理解が必要である。また、引き続き支援事例を積み重ねることで、組織的な判断力を高めていくことも必要である。</li> <li>各区地域みまもり支援センターが開催する、区要保護児童対策地域協議会においてスーパーバイザーによる助言を得る仕組みを継続し支援の充実につなげていく。</li> </ul>	拡充	㉒) 地域支援担当 ㉓) 児童家庭支援・虐待対策室

<p>児童相談所及び保健福祉センターでの組織的・総合的な再アセスメントの実施</p>	<p>多職種協働による総合的な判断の実施（再掲）</p>	<p>各専門職の専門性を活かした総合的かつ複合的な再アセスメントを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所内会議、緊急受理会議等での協議により、組織的判断の徹底及び各専門職による総合的な再アセスメントを実施した。虐待ケースについては、児童相談所においては受理時点、1か月・3か月経過時報告により状況確認、進行管理を実施した。特に、被措置児童の家庭引取り等については、巡回相談、アセスメント会議による組織的対応を徹底した。</li> <li>・要保護児童対策地域協議会の連携調整部会等を活用し、関係機関との連携を図った。関係機関との情報共有による、再アセスメント、組織的進行管理を実施した。</li> </ul>	<p>3</p>	<p>児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に適切に対応するため、各種専門職、関係機関の連携、協働による、再アセスメント機能の更なる充実が必要である。</p>	<p>同規模で継続</p>	<p>こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室</p>
--	------------------------------	--	---	----------	--	---------------	-----------------------------------

施策区分6 各種専門機関・専門家との連携強化

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
<p>専門機関や医師、弁護士等専門家との協力、連携した対応の推進</p>	<p>療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進</p>	<p>区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的相談支援体制の推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の権限強化、困難ケースの増加に伴い必要となる法的対応強化のため、嘱託弁護士による定期的な相談、助言等を活用し、適時適切な対応を図った。</li> <li>・在宅支援、措置児童支援において、児童精神科医師、療育センター等関係機関との協働により、保護者支援を実施した。</li> <li>・更生相談所のPT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等医療専門職を中心に療育センター、学校等関係機関と連携し、障害児等への支援を実施した。</li> </ul>	<p>3</p>	<p>児童福祉法の改正を踏まえ、複雑困難化する児童虐待事例に対応するため、弁護士との連携を強化し有効な対応を進める。また、多様な相談内容に対し適切に対応するため、療育・障害・教育関係機関との連携強化に引き続き取り組む必要がある。</p>	<p>同規模で継続</p>	<p>こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室</p>

### 基本的な考え方③ 専門的支援の充実と人材育成

#### 《方針5》社会的養護の充実

##### 施策区分1 社会全体で子どもを育てる意識の啓発

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
社会的養護の意識啓発、「質」の向上に向けた取組の推進	児童福祉施設等に措置された児童の処遇向上に措置された児童の処遇向上のための支援の充実	児童福祉施設等に措置された児童の処遇向上を目指し、虐待予防のPR、市単独での補助を検討するなど施設等における児童の養育環境の改善に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所児童の処遇向上や将来の自立に向け、施設等において生活を通じた健全な心身の発達や生活習慣の確立に向けた支援、学習指導等を行うとともに、入所中の生活費・教育費等の加算を引き続き市単独で行うなど施設等への運営支援を行った。</li> <li>児童福祉法の改正の状況も踏まえながら、施設等の退所児童に対する自立支援に向けた取組について検討を行った。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待相談・通告件数が増加傾向にあるなど、児童を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。平成28年6月に公布された児童福祉法の改正や国の動向等を踏まえながら、引き続き要保護児童への支援の充実に取り組む必要がある。</li> <li>施設等退所による急激な環境の変化の中でも円滑に社会的自立を果たせるよう、自立支援に向けた取組について検討を行う。</li> </ul>	同規模で継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども保健福祉課</li> <li>こども家庭支援・虐待対策室</li> </ul>
	国の指針に基づく社会的養護体制（家庭的養護の推進）の検討	社会的養護の方向性として国は、施設の小規模化と家庭的養護の推進を打ち出す中で、平成27年度をスタートとする「都道府県推進計画」の策定をすることとなっている。そこで、国の示す「社会的養護の課題と将来像」に基づき家庭的養護推進計画策定（県単位で策定）に向けて、川崎市の今後の方針を整理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的養護を必要とする児童が家庭に近い環境で養育されるよう、里親等への委託の推進や児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設等への運営支援を行った。</li> <li>里親や施設等の児童が地域の中で安心して生活できるよう、社会的養護に関する普及啓発や関係機関が連携した支援の充実に向けた取組みを推進した。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設においては小規模グループケアへの対応に向け、引き続き、職員の確保や人材育成を進める必要がある。</li> <li>法改正を踏まえ、里親制度についても新たな担い手の確保や関係機関が連携した支援の充実に取り組む必要がある。</li> </ul>	同規模で継続	こども保健福祉課



施策区分2 児童養護施設等の施設養護の充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
児童養護施設の新設	白山愛児園の開設・運営（児童養護施設1か所、児童家庭支援センター1か所併設）	平成21年10月に策定した「要保護児童施設整備に向けた基本方針」に沿って北部地域に総合児童福祉施設を整備する。	平成26年4月の開設後、適正な運営が行われている。	3	適正な運営が確保できるよう支援を行う。	終了	こ)こども保健福祉課
	(仮称)南部総合児童福祉施設の開設・運営（児童養護施設1か所、児童家庭支援センター1か所併設）	平成21年10月に策定した「要保護児童施設整備に向けた基本方針」に沿って南部地域に総合児童福祉施設を整備する。	平成26年9月の開設後、適正な運営が行われている。	3	適正な運営が確保できるよう支援を行う。	終了	こ)こども保健福祉課
施設型ファミリーグループホームの充実	施設型ファミリーグループホームの新設（1か所）	小規模児童養護施設については、児童養護等入所施設1施設に対して2か所の設置が原則可能になっており、既存施設については2か所以上整備が完了していることから、新設児童養護施設の整備に向けて、新たな小規模児童養護施設整備の検討を行う。	白山愛児園における地域小規模児童養護施設の開設に向け、本園施設の運営状況を把握するとともに、運営法人と協議を行い、開設に向けた支援・調整を行った。また、平成29年度開設に向けた予算の計上を行った。	3	開設を行った地域小規模児童養護施設の安定的な運営を支援していく。	拡充	こ)こども保健福祉課
児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）の整備	(仮称)こども心理ケアセンターの建設工事	社会的養護が必要な児童の中で、心理的なケアが必要な児童に対して支援を行う入所施設である(仮称)こども心理ケアセンターを平成27年10月を目途に整備する。	関係機関、地元との調整や入所に向けた調整を行い、平成27年10月に施設が開設した。	3	適正な運営が確保できるよう支援を行う。	終了	こ)こども保健福祉課
既存児童養護施設の改築	新日本学園改築の建設工事	建設から40年程度を経過した既存児童養護施設については、耐震化の必要性や家庭的養護推進に向けて、6～8人程度の小グループによる生活を実施していく、小舎制（ユニット化）施設へと建替え整備を行う。	事業法人と連携を密にし、工事進捗状況の把握及び施設整備費等補助金の適正な執行を行い、改築を完了した。	3	終了	終了	こ)こども保健福祉課

既存児童養護施設の改築	川崎愛児園改築の実施設設計	建設から40年程度を経過した既存児童養護施設については、耐震化の必要性や家庭的養護推進に向けて、6~8人程度の小グループによる生活を実施していく、小舎制(ユニット化)施設へと建替え整備を行う。	事業法人と連携を密にし、工事進捗状況の把握及び施設整備費等補助金の適正な執行を行い、改築を完了した。	3	終了	終了	こ)こども保健福祉課
施設支援の充実	自立支援計画に基づく適切な支援の充実	個々の児童に即した支援を実施するために施設と十分に協議を行い、自立支援計画を立て、適切な援助を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営法人及び児童相談所と連携し、児童の人権に配慮しながら適切な支援が行われるよう協議調整を行った。</li> <li>・市内児童養護施設においては全施設が小規模グループケアを導入し、より家庭的な支援を行えるよう環境整備を行った。</li> <li>・児童養護施設等職員に向けた研修を実施した。</li> </ul>	3	引き続き運営法人及び児童相談所と連携し、各施設における運営状況を把握しながら、処遇向上に向けた運営支援を行う。	同規模で継続	こ)こども保健福祉課
子育て短期支援事業の拡充	(仮称)南部総合児童福祉施設の開設に伴うショートステイ事業の実施(1か所)	保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト(休息)が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる(ショートステイ事業)ことにより子育て支援を行う。	平成26年10月に開設した後、適正な運営が行われている。	3	適正な運営が確保できるよう支援を行う。	終了	こ)児童家庭支援・虐待対策室

### 施策区分3 里親制度の拡充と里親支援の充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
里親家庭の拡充	ふるさと里親登録家庭の拡充（登録数48組）	児童養護施設等に入所している児童が、児童相談所による研修等を経た一般家庭の方が登録を行う「ふるさと里親」に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を経験してもらうことで児童の福祉増進並びに里親委託の推進・制度の普及啓発を図る。	「里親制度説明・養育体験発表会」を年5回開催し、広く市民に対しふるさと里親の制度周知を図るとともに、すでに児童の受入れを行っているふるさと里親に対しては、定期的に意見交換会を開催し、ふるさと里親を継続してもらうためのフォローアップを行った。 ・平成28年度末ふるさと里親登録数は63組。	3	・施設で生活している要保護児童にとって、「ふるさと里親」という一般家庭での生活体験は重要であるため、「里親制度説明・養育体験発表会」において継続して制度をPRし、ふるさと里親の拡充を図る。 ・児童の持つ背景も複雑化してきていることから、ふるさと里親の養育能力の向上を図るため、より専門的な研修等フォローアップの仕組みの検討を引き続き行う。	同規模で継続	こ)こども保健福祉課
	里親の登録数増加に向けた広報・啓発及び養育技術向上のための研修の実施（里親登録数115組、委託数52組）	社会的養護の枠組みの中で家庭的養護の中心となる里親制度の普及ならびに里親登録の増加を目指す。	・「里親制度説明・養育体験発表会」を年5回開催し、制度説明のほか里親の養育経験など委託の実際について市民に伝えた。開催に当たり多くの市民が来所する施設でのチラシ配布やホームページでの広報を図り里親制度の普及啓発に努めた。 ・平成28年度末の里親登録数は133組、委託数は59組であった。	3	・里親制度説明・養育体験発表会の内容の充実や、里親支援機関と連携しながら地域の関係団体への普及啓発の充実を図るなど、引き続き制度推進に向け取り組む。 ・里親に関する研修については受講者が主体的に取り組み、養育技術を向上させることができるよう里親支援機関と連携して研修内容や開催日程の工夫に努める。	同規模で継続	こ)こども保健福祉課
里親委託の推進	児童ファミリーグループホームの充実（3か所）に向けた取組の推進	要保護児童を可能な限り家庭的な環境で養育できるようにファミリーホーム（施設でなく、里親等が運営を行うホーム）運営の拡充を目指す。	児童処遇向上のために必要な経費を確保し、適切に運営支援を行うことができた。また、家庭養護における運営上の課題等について、関係機関と連絡会等を行い連携して対応することができた。	3	・児童の処遇向上のために必要な経費の確保や運営上の諸課題については関係機関と連携し引き続き対応を行っていく。 ・ファミリーホームのより円滑な運営のために児童ファミリーグループ制度補助金について、効果的かつ効率的に支援ができる補助額や費目等の再構築を検討し、予算編成に向けた調整を行う。	同規模で継続	こ)こども保健福祉課
里親支援の充実	里親支援機関による里親支援の充実に向けた取組の推進	家庭的養護の中心である里親については、専門職が配置された施設とは異なり、様々な課題をもった子どもへの対応に困難を生じる場合がある。そこで、様々な里親支援機関による里親支援を実施していく。	川崎市内には里親支援機関として、NPO法人キアセット、児童養護施設等に里親支援専門相談員などが配置されていることから、平成28度においては、それら関係者による連絡会を年4回開催し、役割の確認と里親支援の充実に向けた検討を行った。	3	平成27年度から市内の児童養護施設及び乳児院すべてに里親支援専門相談員が配置されたことから、児童相談所と里親支援機関及び里親支援機関同士の連携強化により、より効果的な支援のあり方を引き続き検討する。	同規模で継続	こ)こども保健福祉課

施策区分4 児童家庭支援センターによる支援の充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
必要な助言・援助及び継続的な見守りの実施	児童家庭支援センターによる子育て相談の実施	身近な地域の中で子育ての悩みなどを相談できる児童家庭支援センターを児童養護施設に併設していく。既存の乳児院には地域における子育ての専門機関として児童家庭支援センターが設置されているが、新設児童養護施設においても児童家庭支援センターを設置していく。	児童養護施設の改築に合わせた児童家庭支援センターの開設に向け、運営内容や子育て短期利用事業の実施に関する調整を行い、新たに2か所の児童家庭支援センターの運営が開始され、市内で6か所の体制となった。 【参考：既存児童家庭支援センター】 ○しゃんぐりらこども家庭支援センター ○かわさきさくら児童家庭支援センター ○はくさん児童家庭支援センター ○あいせん児童家庭支援センター ○まぎぬ児童家庭支援センター ○SNG児童家庭支援センター	3	市内に6か所の児童家庭支援センターの体制となったことから、各児童家庭支援センター間の連携、児童相談所や地域みまもり支援センター等、他機関との連携について協議を進める必要がある。	拡充	こ)児童家庭支援・虐待対策室
	児童家庭支援センターの開設（1か所：(仮称)南部総合児童福祉施設併設)	地域の中での身近な場所での子育て相談等を通じて、虐待予防等に努める児童家庭支援センターを開設する。	児童養護施設すまいるに併設したあいせん児童家庭支援センターは平成26年10月に開設した後、適正な運営が行われている。	3	適正な運営が確保できるよう支援を行う。	終了	こ)児童家庭支援・虐待対策室

## 基本的な考え方① 子ども・子育てを支援する地域づくり

### ＜方針6＞地域連携・広域連携等の強化

#### 施策区分1 町内会・自治会、民生委員児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会等による取組強化

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
関係団体等と連携した施策の展開	こども支援室及び保健福祉センターと子育て支援機関等との連携、事業施策の推進	安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した様々な施策の展開を図る。	・11月の児童虐待防止推進月間を中心に市内での統一啓発活動等において、行政、民生委員児童委員・主任児童委員、関係団体及び企業との協働による児童虐待防止に向けた広報・啓発活動を実施した。 ・児童虐待対応ハンドブックを児童福祉法改正に伴い改訂した。	3	・より多くの関係機関との連携による施策の展開が必要であり、社会資源や特性を活かした施策の展開を検討する必要がある。 ・児童虐待対応ハンドブックを活用し、関係機関との連携を引き続き充実させていく。	同規模で継続	こ)児童家庭支援・虐待対策室

#### 施策区分2 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
市の代表者会議を活用した市全域のネットワークの充実	児童家庭支援・虐待対策室による調整機関としての円滑な運営	児童家庭支援・虐待対策室が調整機関となり、区役所児童家庭課及び児童相談所との連携支援システムを構築し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備する。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させ、相互の理解と協力及び連携関係を深める。	年2回の要保護児童対策地域協議会代表者会議を通して、各関係機関等の代表者相互の理解と協力・連携関係を深めるとともに、「顔」の見える関係を築き、支援のネットワークを円滑に機能させた。また、全区の実務者会議代表を委員とし、区における取組状況を共有し、他の関係機関の取組を共有した。	3	年2回の代表者会議において、行政や関係機関からの報告、各区での実務者会議の実施状況や課題、地域ネットワークを活用したケース管理の事例の検証、学齢児支援の充実に向けた学校との連携強化など、より実質的な意見交換の場となるよう、運営のあり方について継続して検討を行う。	同規模で継続	こ)児童家庭支援・虐待対策室
区の実務者会議を活用した区レベルでのネットワークの充実	保健福祉センターによる円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施	要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行う。	各区地域みまもり支援センター地域支援担当が事務局となり毎月、地域みまもり支援センター及び児童相談所双方の機関において動きのあったケースの情報の共有を行った。また、4か月ごとに全てのケースについて重症度、援助方針の見直し等の確認を行うなど、ケースの進行管理を行った	3	・地域みまもり支援センター及び児童相談所が相互の役割に基づき適切にケース管理を行うとともに、学校との連携強化のため、教育委員会学校・地域連携担当の参加の充実を図り、効率的な管理を行うための手法を検討する必要がある。 ・平成28年度から導入したスーパーバイザーの活用により実務者会議の更なる充実を図る。	同規模で継続	区)地域支援担当 こ)児童家庭支援・虐待対策室

施策区分3 近隣自治体との連携強化・広域連携の強化

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
県内自治体との連携強化	5縣市共通ルールに基づく連携	県内政令市及び市町村の実情に合わせ、要保護児童対策地域協議会の調整機関の間における自治体を超える転居に伴う情報を提供し、支援の中断を防ぎ、虐待の防止を図る。	要保護児童等の転居に伴う情報提供（5縣市ルール）に基づき、要対協のケース管理機関である7区児童家庭課での提供件数は32件、受付件数は32件となっており、また、5縣市ルールを運用し、県域を越え情報の提供件数は55件、収受を受けた件数は47件となっており、それぞれのケースについて適切に処理された。	3	今後も居所不明児童を含め、要保護児童等の転居に伴う情報提供を5縣市ルールを適切に運用していく。	同規模で継続	こ)児童家庭支援・虐待対策室
県域を超えた広域連携の強化	児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携	児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国児童相談所長会申し合わせ事項に基づき、適切な他自治体等へのケース移管及び情報提供を実施した。</li> <li>・5縣市（神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、本市）児童虐待対策担当部署による会議、打ち合わせ等を定期的に行い、近隣自治体との情報共有及び連携強化を図った。特に、困難事例への対応については、各自治体の取組を参考に実務に活用した。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、5縣市における継続した連携強化が必要である。</li> </ul>	同規模で継続	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室

## 基本的な考え方③ 専門的支援の充実と人材育成

### 《方針7》人材育成の推進

#### 施策区分1 専門職の育成にかかわる研修等の充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
各所属における研修の取組	各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTの実践	専門職は、職場・職種ごとに専門性の維持・向上のための取組が求められ、各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTを活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組む環境整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>局別人材育成計画に基づき、各局・区での人材育成を推進した。</li> <li>全庁共有の取り組みである人材育成シート、育成担当者、OJTノートを活用した各職場での人材育成、OJTを推進した。</li> <li>児童相談所においては、新任研修、新任フォロー研修、係長研修、全体研修、外部派遣研修を年間で計画・実施した。</li> <li>区保健福祉センターでは、母子保健指導者研修、児童相談所新任研修及び全体研修に参加するとともに、重症事例検証、記録に関する研修を新たに取り入れた。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童家庭相談、要保護児童対策地域協議会などの区業務への職場・職種ごとの研修の実施が必要である。</li> <li>外部派遣研修、ペアレントトレーニング等専門研修の受講記録を管理し、効果的な人材育成を進める。</li> </ul>	同規模で継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>区) 地域支援担当</li> <li>区) 児童家庭支援・虐待対策室</li> </ul>
各種集合研修の実施	専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の推進	市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるための研修を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所新人、新任職員対象の研修に保健福祉センターの新人、新任職員42人が参加した。</li> <li>支援スキルの向上を目的として、区保健福祉センター職員も対象として、外部への派遣研修や専門機能強化、虐待対策研修を実施した。</li> <li>児童相談所所内会議に各区地域みまもり支援センター職員が参加し、効果的な支援が行われるよう技術向上を図った。</li> </ul>	3	地域みまもり支援センターにおいて児童虐待に係る支援スキルの向上が図られるよう研修を実施する必要がある。また、児童相談所及び区地域みまもり支援センターで実施している研修や検討会などへ参加を推進することが重要である。	同規模で継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>区) 地域支援担当</li> <li>区) 児童家庭支援・虐待対策室</li> </ul>

<p>職場交流研修の 取組</p>	<p>新人・新任職員 に対する児童相 談業務研修実施</p>	<p>児童相談所及び保健福祉センター双方に求め られる業務上の知識や技術、業務形態等を相 互に理解できる研修を実施し連携を強化す る。</p>	<p>児童相談所が実施する各研修に各区地域み まもり支援センター職員も参加し、知識や 技術等の習得に努めた。また、児童相談所 と区の職員がグループワークを通して事例 検討を行うなど、知識や技術の習得だけ でなく、連携強化につながる取組も行った。 ・児童虐待における支援の基本：44人 ・ペアレントトレーニング概論：44人 ・ペアレントトレーニング実践研修（相談 支援職員向け）：31人 ・ペアレントトレーニング実践研修（直接 処遇職員向け）：36人 ・乳幼児期のアタッチメントとトラウマ： 53人 ・乳幼児と養育者の関係性：43人 ・支援困難事例への対応：14人 ・相談援助職の記録の書き方：34人 ・重症事例から学ぶ虐待予防：14人 ・児童家庭相談における精神保健福祉：49 人</p>	<p>3</p>	<p>・今後も児童相談所、地域みまもり支援セ ンター及び障害者更生相談所の新任向け研 修等に新任職員が相互に参加できる体制 や、専門的な研修に参加できる体制を構築 する必要がある。 ・児童相談所と地域みまもり支援センター の各専門職の交流研修の必要性について検 討する。</p>	<p>同規模で 継続</p>	<p>こ)児童家 庭支援・ 虐待対策 室</p>
-----------------------	--	---	--	----------	---	--------------------	--------------------------------------



施策区分2 専門職の長期的な人材育成の仕組みづくり

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度 の取組	所管課
職種別人材育成の取組	「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進	社会福祉職・心理職・保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に継続し推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉職・心理職・保健師については、人材育成プログラムに従い人材育成の取組を推進した。キャリアシート、人材育成記録、キャリアラダーを作成するとともに職種での共通シート・分野別シートで職務や必要なスキルを明確化し、それぞれの目標に対し、具体的な実践等に取り組んだ。また、保育士のキャリアシートの作成に向けた検討を行った。</li> <li>新任期研修や育成担当者研修等を実施し各階層で習得する知識やスキルの向上を図った。</li> <li>職員間での育成面談を継続して行い、指導者及び受講者双方で切磋琢磨し成長する人材育成を推進した。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャリアラダー、キャリアシートを活用した効果的な育成面談の方法を検証し、引き続き内容の充実に向けた検討を行う必要がある。</li> <li>行政課題に対応できる専門職を育成する研修内容を企画・実施する必要がある。</li> <li>地域みまもり支援センターに適した人材育成プログラムを検討し、実施する必要がある。</li> </ul>	同規模で継続	こ)児童家庭支援・虐待対策室
計画的なジョブローテーションの取組	「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施	広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進する。	保健・医療・福祉の人材育成面接では、中・長期的目標において専門職として目指す人物像や今後経験を積みたい分野を育成担当者と相談・確認し、昨年度から引き続き人材育成記録を作成した。人材育成記録等を所属長に報告するとともに、所属による人材育成、ジョブローテーション検討への一つの資料として活用した。	3	個々の専門職が作成する人材育成シートやキャリアシートが有効にジョブローテーションに活用されることが必要である。	同規模で継続	こ)児童家庭支援・虐待対策室

施策区分3 関係機関における人材育成

施策項目	事業内容	事業目標	平成28年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度 の取組	所管課
要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関における人材育成の推進	要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実	要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各区実務者会議で事例検討会やグループワークによる事例検討会を開催し知識、スキルを高め、各機関同士の業務や役割を理解しあう機会となった。</li> <li>代表者会議においては、各区要保護児童対策地域協議会の取組を報告し、各区における協議会の参考とすることができた。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>全市代表者会議では、各機関における具体的な取組状況の共有を充実させていく必要がある。</li> <li>実務者会議においても、区特性を活かした研修、事例検討を企画・実施していく。</li> <li>各関係機関職員と各専門分野の職員がお互いの機能や役割を十分に理解できるような研修を充実させていく。</li> </ul>	同規模で継続	区)地域支援担当 こ)児童家庭支援・虐待対策室

## 5 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画の計画期間の 総括評価について

平成 25 年 3 月に策定した川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針に基づき、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年を児童家庭支援・虐待対策施策を推進するための期間として事業推進計画を策定し、事業を実施してきました。

平成 29 年度をもって計画期間が満了しますので、平成 28 年度までの 4 年間について総括評価を行いました。

総括評価は、基本方針の基本的な考え方と 7 つの方針に基づき策定した施策区分(28 区分)ごとの事業内容・目標 (72 事業) に対する取組の実績、課題と今後の方向性をとりまとめています。

平成 30 年度からの次期計画の策定については、子どもと家庭を取り巻く社会情勢の変化や、児童福祉法等の改正及び総括評価の結果を踏まえるとともに、川崎市総合計画第 2 期実施計画の計画期間に合わせ平成 30 年度から平成 33 年度までの計画とする予定です。

## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

<b>基本的な考え方</b>	I	子ども・子育てを支援する地域づくり
<b>7つの方針</b>	1	地域での子育て支援の充実
<b>施策区分</b>	(1)	地域の社会資源の有効活用
<b>施策項目</b>	①	地域の子ども・子育て支援のネットワークづくり
<b>事業目標</b>		1 地域子育て支援センター事業の運営の方向性を踏まえた運営手法の見直し 2 ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力向上の推進 3 子育て支援に関わる関係機関・団体等とのネットワーク会議の開催 4 子育てグループ等への各種支援及び連携 5 育児不安・ハイリスク家庭等地域からの情報への適切な対応 6 関係機関との連携による子育て家庭への支援の充実

<b>主な取組の実績</b>		
1	53か所の地域子育て支援センターにおいて、子育ての孤立感、不安感等の軽減を目的として、子育てに関わる相談等地域子育て支援事業を実施した。	
2	市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある方々を会員として、地域の育児の相互援助活動を実施した。	
3	各区において子育て支援活動に関わる関係機関や団体等により組織されたネットワーク会議において、子育て支援活動団体や関係機関及び行政間で各々の役割や機能の情報共有等を推進した。	
4	地域において親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む自主グループ5団体に活動費の助成を行った。	
5	区地域みまもり支援センター(平成28年度新体制)を中心とした身近な地域において、民生委員児童委員・主任児童委員との連携による情報の共有化やボランティア活動等を通して、子育て家庭に寄り添える地域人材の育成に取り組んだ。	
6	子育て支援関連団体や職員向けの子育て支援に関する講演会や研修の実施、諸行事の開催による情報の提供等普及啓発を実施した。	

<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○	地域における社会資源として、地域子育て支援センターなどの相談機関における相談支援はもちろんのこと、地域の関係機関、団体、子育て自主グループなどでの支援活動は大変重要であるため、引き続き様々な活動の周知を行っていく必要がある。	
○	区地域みまもり支援センターでは、子育て支援活動に関わる関係機関や団体等で組織されるネットワーク会議を通じた地域資源の活用など、重要な役割を担っていることから、これら関係機関等との連携を一層強化し、継続性のある地域の子ども・子育て支援のネットワークづくりを推進する。	

<b>施策区分</b>	(2)	地域の子育て支援にかかわる行政によるマネジメント・コーディネート
<b>施策項目</b>	①	地域の子育て支援にかかる仕組みづくり
<b>事業目標</b>		1 地域の子ども・子育て支援に係る情報の把握・分析及び支援に向けた企画・調整 2 こども支援室が中心となり保健福祉センター等関係部署との連携による地域活動への支援

<b>主な取組の実績</b>		
1	子育て支援活動に関わる関係機関や団体等により組織されたネットワーク会議において関係機関・関係団体等との意見・情報交換を通じ、地域の子ども・子育てに関する課題を把握し、施策の方向性などについて共有化を図った。	
2	地域みまもり支援センターとして、関係部署等との連携を活用して、地域の子育て支援支援活動団体や機関等が情報を共有し、顔の見える関係づくりなど、地域活動の充実の促進につながる仕組みづくりを展開した。	

<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○	区における子育て支援を地域社会全体で支えていくために、引き続き関係部署との連携を強め、支援の充実を推進する。	
○	区地域みまもり支援センターが、子育て支援活動に関わる関係機関や団体等で組織されるネットワーク会議において、継続的な情報交換等を通じマネジメント・コーディネートを実施していく。	

## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

<b>基本的な考え方</b>	I	子ども・子育てを支援する地域づくり
<b>7つの方針</b>	1	地域での子育て支援の充実
<b>施策区分</b>	(3)	地域の子育てサロン等の活動支援
<b>施策項目</b>	①	子育て支援にかかわる機関との連携強化
<b>事業目標</b>	1	地域の子育て支援機関が実施する地域子育て支援事業への支援

### 主な取組の実績

- 1 地域みまもり支援センターにおいて調査、収集した子育て支援機関等の活動場所や活動内容を様々な手法により情報提供を行った。また、情報を地図等に示して子育て中の区民の参加促進、子育て支援グループの活動支援を行った。

### 事業の課題・今後の方向性

- 今後も地域の子育て支援グループへの情報提供等の支援を充実することにより、地域における活動を促進する。

<b>施策項目</b>	②	相談支援の適切な情報提供、連携の充実
<b>事業目標</b>	1	こども支援室及び保健福祉センターによる地域の子育て情報の収集・発信

### 主な取組の実績

- 1 収集、作成した情報を子育て情報誌やホームページなどに掲載するとともに、情報コーナー、区庁内窓口及び子育て関係機関等に広く配布するなど情報提供を実施した。

### 事業の課題・今後の方向性

- 今後も地域の子育て支援グループへの情報提供等の支援を充実することにより、地域における活動を促進する。

## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

基本的な考え方	Ⅱ	関係機関等の連携による虐待の未然防止・早期発見・早期対応
7つの方針	2	虐待の発生予防策の推進
施策区分	(1)	育児不安・虐待リスクの軽減に向けた取組
施策項目	①	思春期からの保健教育の推進及び妊娠期からの子育てに必要な情報提供
事業目標	1	小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施
	2	母子健康手帳交付時等の機会をとらえた相談支援の充実

### 主な取組の実績

- 1 小中学校、高等学校やPTA・地域ボランティア等と連携した思春期の心と体、性、性感染症、薬物乱用防止などをテーマとして、生徒や保護者に対する健康教育を実施した。
- 2 母子健康手帳交付時において、妊娠期から要支援者を把握することが重要であり、安心、安全な妊娠期を過ごすため、両親学級や身近な子育てサービスの情報提供を行うとともに、支援が必要な場合には、助産師や保健師による継続的な支援を実施した。

### 事業の課題・今後の方向性

- 子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に貢献しており、今後も学校保健とさらなる連携を図り、より効果的に実施できるよう、実施方法の見直しや検討を行う。
- 今後も妊娠期から要支援者を把握し、継続支援につなげていくことが、安心、安全な妊娠期を過ごすため、及び虐待予防の観点からも重要であるため、新たに配置された母子保健コーディネーターによる母子健康手帳交付時面接の体制の充実を図り、支援関係部署や地域の医療機関・関係団体との連携を推進する。

施策区分	(2)	妊娠期に必要な知識の普及啓発
施策項目	①	妊婦健康診査の受診勧奨及び子育てに必要な知識等の普及啓発
事業目標	1	妊婦健康診査受診率の向上に向けた取組の推進
	2	母子健康手帳記載内容の充実及び乳幼児健康診査等母子保健事業を通じた普及啓発の推進
	3	妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実に向けた検討
	4	妊娠・育児に関する学習・実習(プレパパ・プレママ教室)の機会の提供

### 主な取組の実績

- 1 妊婦健康診査受診の重要性等の周知を図ることにより、年間およそ180,000件の補助券が活用された。
- 2 妊娠期に必要な知識や子育てに必要な情報の提供を継続して実施してきている。
- 3 母子健康手帳交付時における妊婦健康診査事業や区地域みまもり支援センターが身近な相談場所であることなどの情報提供をとおして、ハイリスクケースの把握を行い、状況に応じて継続的な支援を実施した。
- 4 両親学級(プレパパ・プレママ教室)を実施し、これから父親、母親になる方々に対し、知識や意識を高めるための取組を行った。

### 事業の課題・今後の方向性

- 安心・安全な周産期を過ごすためにも、妊婦健康診査の受診、両親学級の受講などを積極的に利用できるよう、母子健康手帳交付時に情報提供を確実に実施する必要がある。
- 母子健康手帳の記載内容を適時見直し、利用しやすいものとしていく。

## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

基本的な考え方	Ⅱ	関係機関等の連携による虐待の未然防止・早期発見・早期対応
7つの方針	2	虐待の発生予防策の推進
施策区分	(3)	子ども・家庭に対する適時・的確な支援の充実
施策項目	①	的確な相談・支援ニーズの把握と必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援の充実
事業目標	1	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問、未熟児訪問等)等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握
	2	相談支援に従事する専門職の充実、業務ガイドラインの整備及び研修実施による相談体制の充実・強化
	3	産後ケア事業による早期相談支援の検討

### 主な取組の実績

- 1 こんにちは赤ちゃん訪問はおよそ1,800件、新生児訪問はおよそ12,000件実施した。訪問実施率も90%台で推移している。
- 2 子育てに関する相談支援に関わる業務ガイドラインに基づいた相談支援を適時・的確に行うことができた。
- 3 出産後4か月以内で利用が可能である産後ケア事業は、およそ400件の利用があった。

### 事業の課題・今後の方向性

- 乳幼児全戸訪問事業等は、全ての家庭を対象としていることから、実施率向上の取組が必要である。
- 産後ケア事業の利用が多くなることから、産後の育児不安等の解消につながることから、支援の一つとして事業の周知を図る必要がある。

施策区分	(4)	児童虐待防止に向けた普及啓発の充実
施策項目	①	児童虐待防止等に向けた啓発活動
事業目標	1	民生委員児童委員・主任児童委員等関係機関と連携した啓発活動の実施

### 主な取組の実績

- 1 JR南武線窓上ポスター掲出、成人の日を祝うつどいパンフレットへの啓発記事掲載、アゼリア地下街広報コーナー、川崎フロンターレホームゲームでの児童虐待防止啓発活動を実施した。また、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、区民祭や子ども・子育てフェスタなどで民生委員児童委員・主任児童委員、関係施設等と協働し啓発活動を実施した。さらに平成28年度には初の試みとして、「オレンジリボン・ファミリーカップ(フットサル大会)」を行い22チーム約400人の児童、コーチ及び保護者の参加があった。

### 事業の課題・今後の方向性

- 普及啓発活動は継続して実施することが重要であることから、様々な媒体等を活用し充実させていく。

## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

基本的な考え方	Ⅱ	関係機関等の連携による虐待の未然防止・早期発見・早期対応
7つの方針	3	早期発見・早期対応の充実
施策区分	(1)	母子保健事業からの早期把握
施策項目	①	妊婦健康診査実施医療機関との連携強化
事業目標	1	要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実
<b>主な取組の実績</b>		
1	平成27年度に「妊娠期・周産期支援連携強化対策事業」として要綱を設置し、全市において産科医療機関との連絡会議の実施、継続支援のための情報連携の仕組みの構築等を図った。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 行政による支援が必要な妊婦を早期に把握し、継続的な支援を更に充実させる必要がある。		
施策項目	②	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問、未熟児訪問)の推進
事業目標	1	乳児家庭全戸訪問の充実(92.0%実施)
<b>主な取組の実績</b>		
1	こんにちは赤ちゃん訪問はおよそ1,800件、新生児訪問はおよそ12,000件実施した。訪問実施率も約90%台で推移している。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 本事業は全ての家庭を対象としていることから、実施率向上が課題である。		
施策項目	③	乳幼児健康診査未受診者の状況把握と対応
事業目標	1	乳幼児健康診査受診率の向上(全乳幼児健診受診率平均90.5%)
	2	乳幼児健康診査未受診者に対する適切な支援の実施
<b>主な取組の実績</b>		
1	全乳幼児健診の受診率は、平成28年度において92.8%であり、90.5%を上回った。	
2	乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、未受診者の状況把握と支援を実施した。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 乳幼児健診受診率向上の取組の強化		
○ 未受診者の把握は児童虐待の未然防止につながるため、母子保健情報管理システムを十分に活用し、迅速な対応が図られるよう職員の意識向上に取り組む。		

<b>施策項目</b>	④	乳幼児健康診査事業における健診委託医療機関との連携強化
<b>事業目標</b>	1	母子保健事業の充実・強化を踏まえた委託医療機関との連携手法の検討
	2	母子保健情報の一元管理手法の検討
	3	支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施
<b>主な取組の実績</b>		
1	乳幼児健康診査のうち、3か月児・7か月児・5歳児の各健康診査を市内の医療機関に委託して実施するよう再構築を行った。	
2	平成28年度に母子保健情報管理システムを導入し、情報が一元管理可能となり、健診未受診者の把握やフォローなどを迅速に行える体制を整えた。	
3	児童虐待の未然防止の観点から、養育支援の必要な家庭等を早期に把握し、養育支援訪問事業による訪問支援等を年間300件程度実施することができた。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○	乳幼児健康診査の事業を効果的・効率的に実施するため、乳幼児の成長発達に合わせた適切な時期での実施などについて、引き続き実効的に実施されるよう検討する。	
○	母子保健情報管理システムを活用し、より迅速に未受診者把握やフォローを実施する。	
○	課題を抱える家庭への支援であるため引き続き実施する必要がある。	



## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

<b>基本的な考え方</b>	Ⅱ	関係機関等の連携による虐待の未然防止・早期発見・早期対応
<b>7つの方針</b>	3	早期発見・早期対応の充実
<b>施策区分</b>	(2)	病院・保育園・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応
<b>施策項目</b>	①	関係機関、児童相談所、こども支援室及び保健福祉センターとの連携
<b>事業目標</b>	1	連携会議等を活用した情報共有の推進
<b>主な取組の実績</b>		
1	支援を要する児童及びその家庭等について、各区実務者会議を中心とした、地域の関係機関等による地域のネットワークにおいて情報の共有等が図られた。また、川崎市児童虐待対応ハンドブックを活用し、保育園、小中学校、民生委員児童委員・主任児童委員等地域の関係機関に児童虐待があった場合の対応等に関する情報共有等について共有化を図った。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 地域みまもり支援センターが中心となり地域の関係機関等との連携の充実を推進する。		
<b>施策区分</b>	(3)	地域による見守り体制の構築・充実
<b>施策項目</b>	①	保健福祉センターと民生委員児童委員等地域の支援者との連携強化
<b>事業目標</b>	1	こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じた地域での見守り体制の充実
	2	こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催
<b>主な取組の実績</b>		
1	こんにちは赤ちゃん訪問を年間約1,800件実施し、出産後早期から地域の相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防し、相談支援を実施した。	
2	こんにちは赤ちゃん訪問事業訪問員に対する研修や連絡会を実施することで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を実施することができた。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 出産後早い時期から地域とのつながりをつくることは、孤立化や育児への不安感等の軽減になることから、こんにちは赤ちゃん訪問の一層の推進を図る。		

## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

<b>基本的な考え方</b>	Ⅱ	関係機関等の連携による虐待の未然防止・早期発見・早期対応
<b>7つの方針</b>	3	早期発見・早期対応の充実
<b>施策区分</b>	(4)	虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援
<b>施策項目</b>	①	児童相談所と保健福祉センターの役割に基づく連携、個別ケースへの適切な支援
<b>事業目標</b>	1	「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践
	2	要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び保健福祉センター等関係機関による情報共有・適切な支援方針の確認
<b>主な取組の実績</b>		
1	区保健福祉センターでの児童虐待の相談・通告の受理ケース管理は、各区での統一が図られ適切に児童票を作成し、指定ファイルでの管理を実施することができた。	
2	各区要保護児童対策地域協議会実務者会議連携調整部会におけるケースの進行管理は概ね適正に運営された。(H28:連携調整部会83回、前数確認9,174件、個別支援会議425回)	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○	今後も子どもを守る地域のネットワークとしての要保護児童対策地域協議会における的確なケース進行管理を推進する。	

<b>施策区分</b>	(5)	要保護児童対策地域協議会の活用
<b>施策項目</b>	①	関係機関の円滑な連携・協力の確保
<b>事業目標</b>	1	全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有の推進
<b>主な取組の実績</b>		
1	要保護児童対策地域協議会代表者会議、各区実務者会議代表者部会、各区実務者会議連携調整部会、及び個別支援会議について、それぞれ順調に実施された。特に、要支援・要保護児童に関わる個別支援会議は、主として各区地域みまもり支援センター地域支援担当が積極的に取組を行った。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○	今後も子どもを守る地域のネットワークとしての要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携を推進する。	

## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

基本的な考え方	Ⅲ	専門的支援の充実と人材育成
7つの方針	4	専門的支援の充実・強化
施策区分	(1)	児童及び保護者に対する支援
施策項目	①	児童に対する支援の充実
事業目標	1	関係機関(区役所、児童相談所、児童養護施設、里親等)の連携による専門的支援の充実
	2	児童相談所一時保護所運営に関するガイドラインの検討及び策定

### 主な取組の実績

- 1 区役所、児童相談所及び医療機関等の関係機関との適切な連携のもと、それぞれの専門性に基づいた支援を実施することができた。
- 2 一時保護所ガイドラインを策定し、ガイドラインに基づく一時保護所の運営を実施することができた。

### 事業の課題・今後の方向性

- 関係機関の専門性に基づく連携から、児童及び保護者へ適切な支援を実施できるよう、更なる専門性強化と連携強化が必要である。

施策項目	②	保護者に対する支援の充実
事業目標	1	関係機関(区役所、児童相談所及び医療機関等)の連携による専門的支援の充実
	2	家族再統合(児童相談所)及び家族支援(保健福祉センター)の充実に向けた検討

### 主な取組の実績

- 1 児童虐待に関わらず各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、支援を要する保護者から様々な相談が寄せられるが、それらに対し専門性を活かした相談支援を実施することができた。
- 2 福祉、医療、心理職等による多角的な視点からのケースの見立て、支援計画を策定し家族支援の充実を図った。

### 事業の課題・今後の方向性

- 保護者支援プログラムによる家族再統合は重要な事業であるため引き続き多職種連携による支援を実施する。また、区地域みまもり支援センターにおける妊娠期からの幅広い相談支援を推進する。

## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

<b>基本的な考え方</b>	Ⅲ	専門的支援の充実と人材育成
<b>7つの方針</b>	4	専門的支援の充実・強化
<b>施策区分</b>	(2)	専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応
<b>施策項目</b>	①	児童相談所及び保健福祉センターでの専門職による支援の充実
<b>事業目標</b>	1	各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践
<b>主な取組の実績</b>		
1	区地域みまもり支援センターにおいては、児童相談受付件数が年間約4,700件となり、地域における多職種の専門性を活かした相談支援の充実が図られている。また、児童相談所においては、増加・複雑多様化する相談内容に適切に対応するため、医師、弁護士などの専門家を含めた多職種による組織的な援助を実施することができた。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 多職種の専門職のチームにより適切な支援が実施されるよう推進する。		
<b>施策区分</b>	(3)	ケースワークに関わる組織的なフォロー体制の強化
<b>施策項目</b>	①	児童相談所及び保健福祉センターでの取組の強化
<b>事業目標</b>	1	各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践
<b>主な取組の実績</b>		
1	平成28年4月に策定した児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアルを活用し、児童及びその家庭への相談支援に対応するとともに、各種研修への参加による資質向上の取組も実施した。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 児童及びその家族への適切な相談支援の充実とともに人材育成も着実に実施する。		
<b>施策区分</b>	(4)	効率的・効果的なケースワークの進行管理の充実
<b>施策項目</b>	①	児童相談所及び保健福祉センターでのケース進行管理手法の検証
<b>事業目標</b>	1	ケース進行管理ソフトの児童相談所間でのネットワーク化の検討
	2	「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践
<b>主な取組の実績</b>		
1	児童相談所においては、進行管理ソフトを活用した進行管理を実施した。また、区地域みまもり支援センターにおいては、マニュアルに基づいて進行管理を実施した。	
2	これまで支援の適正化のためにマニュアルを作成してきたが、児童福祉法等の改正に伴う見直し等を適宜行う必要がある。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 迅速な対応を図る上で、児童相談所相互のネットワーク化、要保護児童対策地域協議会を中心とした各区のネットワーク化は重要な課題であるたシステムの導入を進める。		

## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

基本的な考え方	Ⅲ	専門的支援の充実と人材育成
7つの方針	4	専門的支援の充実・強化
施策区分	(5)	総合的なアセスメントの強化
施策項目	①	児童相談所及び保健福祉センターでのリスクアセスメント指標の作成と活用
事業目標	1	リスクアセスメント指標の作成及び適切な支援の実施
<b>主な取組の実績</b>		
1 要保護児童対策地域協議会連携調整部会においてアセスメントの共有や重症度の確認を実施した。		
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 平成28年改正児童福祉法に基づく共通リスクアセスメントツールの活用の検討を進める。		
施策項目	②	児童相談所及び保健福祉センターでの緊急受理会議等に基づく組織的アセスメントの実施
事業目標	1	多職種協働による総合的な判断の実施
<b>主な取組の実績</b>		
1 児童相談所及び各区地域みまもり支援センターにおいて専門職の専門性を活かしたケース検討会議等を実施した。		
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 児童相談所及び区における多職種連携による組織的判断に基づく支援を実施する。		
施策項目	③	児童相談所及び保健福祉センターでの組織的・総合的な再アセスメントの実施
事業目標	1	多職種協働による総合的な判断の実施
<b>主な取組の実績</b>		
1 児童相談所及び区において総合判断の徹底及び各専門職による総合的なアセスメントを実施した。		
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 児童相談所及び区における多職種連携による組織的判断に基づく支援を実施する。		
施策区分	(6)	各種専門機関・専門家との連携強化
施策項目	①	専門機関や医師、弁護士等専門家との協力、連携した対応の推進
事業目標	1	療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進
<b>主な取組の実績</b>		
1 障害部門及び教育部門との連携により、個別のケースに応じた支援を推進した。また、平成29年度からは各児童相談所に非常勤の弁護士を配置し、法的対応の強化を図った。		
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 多様な相談内容に適切に対応するため、療育・障害・教育関係機関、弁護士等との連携強化に取り組む。		

## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

<b>基本的な考え方</b>	Ⅲ	専門的支援の充実と人材育成
<b>7つの方針</b>	5	社会的養護の充実
<b>施策区分</b>	(1)	社会全体で子どもを育てる意識の啓発
<b>施策項目</b>	①	社会的養護の意識啓発、「質」の向上に向けた取組の推進
<b>事業目標</b>	1	児童福祉施設等に措置された児童の処遇向上のための支援の充実
	2	国の指針に基づく社会的養護体制(家庭的養護の推進)の検討
<b>主な取組の実績</b>		
1	施設等への入所児童の処遇向上に向けて運営支援の充実を図った。	
2	施設や里親で養育されている児童が地域の中で安心して生活できるよう関係機関が連携して支援が実施できるよう推進した。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○	国における社会的養護のあり方等の検討状況を注視し、施策を推進する。	

## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

基本的な考え方	Ⅲ	専門的支援の充実と人材育成
7つの方針	5	社会的養護の充実
施策区分	(2)	児童養護施設等の施設養護の充実
施策項目	①	児童養護施設の新設
事業目標	1	白山愛児園の開設・運営(児童養護施設1か所、児童家庭支援センター1か所併設)
	2	(仮称)南部総合児童福祉施設の開設・運営(児童養護施設1か所、児童家庭支援センター1か所併設)
<b>主な取組の実績</b>		
1 平成26年4月に運営開始。その後適切な運営がなされている。		
2 平成26年9月に運営開始。その後適切な運営がなされている。		
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 国における社会的養護のあり方等の検討状況を注視し、施策を推進する。		
施策項目	②	施設型ファミリーグループホームの充実
事業目標	1	施設型ファミリーグループホームの新設(1か所)
<b>主な取組の実績</b>		
1 平成29年度に地域小規模児童養護施設の開設に向けて法人と協議を行い、麻生区に1か所新設した。		
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 国における社会的養護のあり方等の検討状況を注視し、施策を推進する。		
施策項目	③	児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設)の整備
事業目標	1	(仮称)こども心理ケアセンターの建設工事
<b>主な取組の実績</b>		
1 市内で初めての「児童心理治療施設」を整備し、平成27年10月に運営を開始した。		
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 国における社会的養護のあり方等の検討状況を注視し、施策を推進する。		
施策項目	④	既存児童養護施設の改築
事業目標	1	新日本学園改築の建設工事
	2	川崎愛児園改築の実施設計
<b>主な取組の実績</b>		
1 新日本学園:平成28年11月に新園舎で運営開始(小規模ユニット化を推進)		
2 川崎愛児園:平成28年4月に新園舎で運営開始(小規模ユニット化を推進)		
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 国における社会的養護のあり方等の検討状況を注視し、施策を推進する。		

<b>施策項目</b>	⑤	施設支援の充実
<b>事業目標</b>	1	自立支援計画に基づく適切な支援の充実
<b>主な取組の実績</b>		
1	川崎こども心理ケアセンターかなでの新設や小規模グループケアを導入する施設に対し、環境が変わる中で施設職員や児童の状況を把握しながら適正な運営が確保できるよう運営支援を行った。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 国における社会的養護のあり方等の検討状況を注視し、施策を推進する。		

<b>施策項目</b>	⑥	子育て短期支援事業の拡充
<b>事業目標</b>	1	(仮称)南部総合児童福祉施設の開設に伴うショートステイ事業の実施(1か所)
<b>主な取組の実績</b>		
1	平成29年度には市内6か所でのショートステイ事業を開始し、円滑に実施できるよう支援を実施した。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ ショートステイ事業実施法人に対する支援を引き続き行う。		



## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

基本的な考え方	Ⅲ	専門的支援の充実と人材育成
7つの方針	5	社会的養護の充実
施策区分	(3)	里親制度の拡充と里親支援の充実
施策項目	①	里親家庭の拡充
事業目標	1	ふるさと里親登録家庭の拡充(登録数48組)
	2	里親の登録数増加に向けた広報・啓発及び養育技術向上のための研修の実施(里親登録数115組、委託数52組)

### 主な取組の実績

- 1 制度説明会・体験発表会においてふるさと里親の制度周知を行い、登録数の増加を図った。児童養護施設の里親支援機関と連携して、交歓会、懇談会を実施し、ふるさと里親同士や施設との意見交換等を実施した。
- 2 制度説明会・体験発表会においてふるさと里親の制度周知を行い、登録数の増加を図った。平成28年度末里親登録数133組、委託数59組であった。

### 事業の課題・今後の方向性

- 国における社会的養護のあり方等の検討状況を注視し、施策を推進する。また、引続き里親制度の周知等推進を図る。

施策項目	②	里親委託の推進
事業目標	1	児童ファミリーグループホームの充実(3か所)に向けた取組の推進

### 主な取組の実績

- 1 児童の処遇向上のために運営上の諸課題について関係機関と連携し対応することができた。

### 事業の課題・今後の方向性

- 国における社会的養護のあり方等の検討状況を注視し、施策を推進する。

施策項目	③	里親支援の充実
事業目標	1	里親支援機関による里親支援の充実に向けた取り組みの推進

### 主な取組の実績

- 1 児童養護施設等の里親支援機関における里親支援専門相談員の配置が拡充され、NPO法人や里親会とともに、各機関の役割の整理及び支援の在り方について検討を行った

### 事業の課題・今後の方向性

- 国における社会的養護のあり方等の検討状況を注視し、施策を推進する。

## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

基本的な考え方	Ⅲ	専門的支援の充実と人材育成
7つの方針	5	社会的養護の充実
施策区分	(4)	児童家庭支援センターによる支援の充実
施策項目	①	必要な助言・援助及び継続的な見守りの実施
事業目標	1	児童家庭支援センターによる子育て相談の実施
	2	児童家庭支援センターの開設(1か所:(仮称)南部総合児童福祉施設併設)
<b>主な取組の実績</b>		
1	平成26年度以降4か所の児童家庭支援センターを新たに設置し、平成28年度末時点で市内6か所での運営となった。	
2	児童家庭支援センターは身近な地域の専門的な相談機関として、育児に関する相談やショートステイ事業の調整などを実施した。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○	国における社会的養護のあり方等の検討状況を注視し、施策を推進する。	

## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

基本的な考え方	I	子ども・子育てを支援する地域づくり
7つの方針	6	地域での子育て支援の充実
施策区分	(1)	町内会・自治会、民生委員児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会等による取組強化
施策項目	①	関係団体等と連携した施策の展開
事業目標	1	こども支援室及び保健福祉センターと子育て支援機関等との連携、事業施策の推進
<b>主な取組の実績</b>		
1	行政、民生委員児童委員・主任児童委員、関係施設、関係団体、企業との協力により、児童虐待防止に向けた広報・啓発活動を実施することができた。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○引き続き、多様な機関等と協力関係を築き、児童虐待防止に向けた啓発活動を推進する。		
施策区分	(2)	要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実
施策項目	①	市の代表者会議を活用した市全域のネットワークの充実
事業目標	1	児童家庭支援・虐待対策室による調整機関としての円滑な運営
<b>主な取組の実績</b>		
1	毎年2回代表者会議を開催した。随時議題等を見直し、各区実務者会議の活動状況の報告や関係機関が実施する活動内容等の報告等、情報の周知・共有を行った。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○引き続き、多様な機関等と協力関係を築き、要保護児童対策地域協議会の充実に努める。		
施策項目	②	区の実務者会議を活用した区レベルでのネットワークの充実
事業目標	1	保健福祉センターによる円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施
<b>主な取組の実績</b>		
1	各区地域みまもり支援センターにおいて、必要な支援が途絶えることのないよう定期的に状況を確認し、援助方針の見直し等を行うなど適切なケース進行管理を実施した。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○引き続き、多様な機関等と協力関係を築き、適切な支援が行えるよう要保護児童対策地域協議会を充実させる。		
施策区分	(3)	近隣自治体との連携強化・広域連携の強化
施策項目	①	県内自治体との連携強化
事業目標	1	5縣市共通ルールに基づく連携
<b>主な取組の実績</b>		
1	5縣市共通ルールに基づき、支援を中断することのないよう自治体の枠を超えた取組を実施することができた。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○引き続き、5縣市の連携強化を推進する。		
施策項目	②	県域を超えた広域連携の強化
事業目標	1	児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携
<b>主な取組の実績</b>		
1	全国児童相談所長会申し合わせ事項に基づき、他自治体等へのケース移管及び情報提供を適切に実施した。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○全国児童相談所長会申し合わせ事項に基づき適切な支援を実施する。		

## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

<b>基本的な考え方</b>	Ⅲ	専門的支援の充実と人材育成
<b>7つの方針</b>	7	人材育成の推進
<b>施策区分</b>	(1)	専門職の育成にかかわる研修等の充実
<b>施策項目</b>	①	各所属における研修の取組
<b>事業目標</b>	1	各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTの実践
<b>主な取組の実績</b>		
1	各職場、各職種ごとに専門職を対象とした研修会を実施するなどのOFF-JTの実施。また、各職場におけるOJTの実施による専門性の強化を図った。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 様々な機会を活用し、専門職としての役割が適切に果たせるよう専門性向上のための研修等を推進する。		
<b>施策項目</b>	②	各種集合研修の実施
<b>事業目標</b>	1	専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の推進
<b>主な取組の実績</b>		
1	児童相談所職員を対象とした研修、及び区地域みまもり支援センター等職員を対象とした研修を開催し、必要な知識等の獲得を進めた。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 児童福祉法に基づく専門研修の実施等、さらに専門職としての役割が果たせるよう専門性向上のための研修等を推進する。		
<b>施策項目</b>	③	職場交流研修の取組
<b>事業目標</b>	1	新人・新任職員に対する児童相談業務研修実施
<b>主な取組の実績</b>		
1	児童相談所が実施する各研修に区地域みまもり支援センター職員が参加するなど、知識や技術等の習得に努めた。また、児童相談所と区の職員がグループワークを通して事例検討を行うなど、知識や技術の習得だけでなく、連携強化につながる取組も実施した。	
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 様々な機会を活用し、専門職としての役割が果たせるよう専門性の確保・向上のための研修等を推進する。		

## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 総括評価(H25～H28)

基本的な考え方	Ⅲ	専門的支援の充実と人材育成
7つの方針	7	人材育成の推進
施策区分	(2)	専門職の長期的な人材育成の仕組みづくり
施策項目	①	職種別人材育成の取組
事業目標	1	「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進
<b>主な取組の実績</b>		
1 職種ごとに求められる役割や専門性に基づいた人材育成を推進した。		
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 様々な機会を活用し、専門職としての役割が適切に果たせるよう専門性向上のための研修等を推進する。		
施策項目	②	計画的なジョブローテーションの取組
事業目標	1	「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施
<b>主な取組の実績</b>		
1 人材育成の取組の一環である、計画的なジョブローテーションを実施することができた。		
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 計画的なジョブローテーションを実施する。		
施策区分	(3)	関係機関における人材育成
施策項目	①	要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関における人材育成の推進
事業目標	1	要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実
<b>主な取組の実績</b>		
1 要保護児童対策地域協議会各区実務者会議等における研修等の実施により資質向上の取組を行った。		
<b>事業の課題・今後の方向性</b>		
○ 保育園・幼稚園・学校・こども文化センター等、広く子どもに関わる職員を対象とした研修やスーパーバイズの取組をさらに推進する。		

## 参 考

# ○川崎市子どもを虐待から守る条例

平成 24 年 10 月 10 日条例第 46 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）
- 第 2 章 区役所の機能の強化（第 8 条・第 9 条）
- 第 3 章 未然防止（第 10 条～第 13 条）
- 第 4 章 早期発見及び早期対応（第 14 条・第 15 条）
- 第 5 章 虐待を受けた子ども等に対する支援（第 16 条～第 20 条）
- 第 6 章 雑則（第 21 条・第 22 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、子どもを虐待から守ることに関し、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、施策の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する児童をいう。
- （2）保護者 法第 2 条に規定する保護者をいう。
- （3）虐待 法第 2 条に規定する児童虐待をいい、保護者が、その監護する子どもに対する当該保護者が交際している者その他の同居人以外の者による同条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる行為と同様の行為を放置することを含むものとする。
- （4）関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

#### （基本理念）

第 3 条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。

- 2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。
- 3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。

2 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し必要な支援を行うものとする。

3 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を行うものとする。

4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。

5 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どものしつけに際して人権に配慮し、子どもの心身の健全な成長及び発達を図るよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、虐待の防止等に努めるほか、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策に協力するとともに、虐待のないまちづくりを推進するための取組を積極的に実施するよう努めなければならない。

2 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的な知識及び技術の修得に関する研修をその職員に受けさせ、又は受けることにより、その職員又は自らの資質の向上に努めなければならない。

## 第2章 区役所の機能の強化

(区役所の体制の強化)

第8条 市は、虐待の防止等に関し、区役所において子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。

(情報の共有)

第9条 市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合はその旨の情報を区役所及び児童相談所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、区役所における当該情報の共有の徹底を



図るものとする。

### 第3章 未然防止

(子育てに関する支援のための施策)

第10条 市は、虐待の未然防止に当たり、市民及び子育て支援機関等（子育てに関する支援を行う機関、団体その他の関係者をいう。以下同じ。）と連携し、子育てに関する支援のための施策の充実その他安心して子育てができるような環境の整備に努めなければならない。

2 子育て支援機関等は、虐待の未然防止に当たり、子育てに関する支援のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(子育てに関する情報の提供又は相談)

第11条 市は、前条に規定する子育てに関する支援のための施策として、子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育ての経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する機会その他の適当な機会の利用に努めるものとする。

2 市は、虐待の未然防止に当たり、子育て支援機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る活動について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

(乳児家庭全戸訪問事業等の活用等)

第12条 市は、虐待の未然防止に当たり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を区役所及び児童相談所において共有するよう努めるものとする。

(児童虐待防止推進月間)

第13条 市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。

3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

### 第4章 早期発見及び早期対応

(早期発見のための環境整備)

第14条 市は、虐待を早期に発見できるよう、関係機関等との連携を十分に図るものとする。

2 病院並びに学校及び保育所等は、虐待防止委員会その他の職員の相談、報告等に基づき虐待を早期に発見し、対応の方針を協議するための複数の職員で構成される組織を設置するよう努めるとともに、職員が虐待を早期に発見し、適切に対応するための手引を作成するよう努めるものとする。

(通告に係る対応)

第 15 条 市民及び関係機関等は、法第 6 条第 1 項の規定による通告（以下「通告」という。）の義務を有していることを自覚し、当該義務を怠らないようにしなければならない。

2 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該通告を受けてから遅くとも 48 時間以内に当該通告に係る子どもを直接目視することを基本として、面会その他の方法により、当該子どもに係る法第 8 条第 1 項又は第 2 項に規定する安全の確認（以下「子どもの安全確認」という。）を行わなければならない。

3 通告の対象となった子どもの保護者は、市が行う子どもの安全確認に協力しなければならない。

4 市民及び関係機関等は、市が行う子どもの安全確認に協力するよう努めなければならない。

5 市は、子どもの安全確認を行う場合は、法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定に従ってためらわずに警察の援助を求めなければならない。

6 市は、子どもの外傷又は身体若しくは精神の衰弱の状態から虐待が疑われるとの見解を医師等の専門的知識を有する者から受けた場合は、その見解を最大限尊重し、子どもの安全確認を徹底しなければならない。

7 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。

8 市は、通告の対象となった子どもに関し虐待が行われているおそれがないと認めた場合において、当該通告により心理的外傷その他の影響を受けた子ども及び保護者に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

#### 第 5 章 虐待を受けた子ども等に対する支援

（専門的な治療、心理療法等の支援）

第 16 条 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援並びにその保護者に対する支援及び指導を行うよう努めるものとする。

（保護者に対する再発防止のための指導）

第 17 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導の徹底等に努めるものとする。

（子どもに対する教育支援）

第 18 条 教育委員会及び学校は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。

（里親等への支援の充実）

第 19 条 市は、虐待を受けた子どもの養育のため、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）への委託に関し、里親等の養育負担の軽減、養育不安の解消及び養育技術の向上のために必要な支援の充実を図るものとする。

（転出する場合の措置）

第 20 条 市は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及びその保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援に必要な情報を伝達し、その他必要な支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第 6 章 雑則

(市長の報告)

第 21 条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

(委任)

第 22 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(見直し)

2 議会は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

## ○川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

### (設置の目的)

第1条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に 関すること。
- (2) 青少年施策及び子どもの権利施策並びに子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- (3) その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 推進本部会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (会議)

第4条 推進本部会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

### (幹事会)

第5条 推進本部会議には、推進本部会議に付議する事項に関し必要な事項を協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 5 第2項に掲げる者のほか、幹事長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。

7 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(検討部会)

第6条 幹事会には、幹事会に付議する事項について、調査及び検討、意見調整をするため、別表第3に掲げる検討部会を置く。

2 各検討部会は、別表第3に掲げる検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員で構成する。

3 各検討部会の部会長は、こども未来局総務部長をもって充てる。

4 各検討部会の副部会長は、部会長が指名する。

5 第2項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 各検討部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第7条 推進本部会議、幹事会、検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議

◎	担当副市長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	経済労働局長
	健康福祉局長
○	こども未来局長
	まちづくり局長
	建設緑政局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局：企画課

別表第2（第5条関係） 川崎市子ども施策庁内推進本部会議幹事会

	局名	部課名	職名
◎	子ども未来局		局長
	総務企画局	都市政策部	部長
	総務企画局	行政改革マネジメント推進室	室長
	財政局	財政部	部長
	市民文化局	市民生活部	部長
	市民文化局	コミュニティ推進部	部長
	市民文化局	人権・男女共同参画室	室長
○	子ども未来局	総務部	部長
	子ども未来局	子育て推進部	部長
	子ども未来局	子ども支援部	部長
	子ども未来局	青少年支援室	室長
	子ども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	室長
	経済労働局	産業政策部	部長
	健康福祉局	総務部	部長
	健康福祉局	地域包括ケア推進室	室長
	まちづくり局	総務部	部長
	建設緑政局	総務部	部長
	川崎区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	川崎区役所	大師地区健康福祉ステーション	所長
	川崎区役所	田島地区健康福祉ステーション	所長
	幸区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	中原区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	高津区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	宮前区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	多摩区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	麻生区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	川崎区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	幸区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	中原区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	高津区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	宮前区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	多摩区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	麻生区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	教育委員会事務局	総務部	部長
	教育委員会事務局	学校教育部	部長

◎幹事長、○副幹事長 事務局：企画課

別表第3（第6条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会

部会名	検討項目
子育て推進部会	地域子育て支援施策に関する事 保育施策に関する事 幼児教育施策に関する事
こども支援部会	児童養護施策に関する事 母子保健施策に関する事 母子父子寡婦福祉施策に関する事
こども安全推進部会	青少年施策に関する事 子どもの権利施策に関する事 こどもの安全に関する総合的施策に関する事

事務局：企画課







Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

「川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21 条に基づく  
年次報告書（平成 28 年度版）

「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」  
総括評価

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話：044-200-0084

FAX：044-200-3638

e-mail：45zidoka@city.kawasaki.jp



オレンジリボンには

児童虐待を防止するというメッセージが込められています。